

(公開用 会議録と一部異なる部分があります。)
平成30年第1回設楽町議会定例会(第1日)会議録

平成30年3月2日午前9時00分、第1回設楽町議会定例会(第1日)が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1 加藤弘文 | 2 今泉吉人 | 3 河野 清 |
| 4 松下好延 | 5 金田文子 | 6 高森陽一郎 |
| 7 熊谷 勝 | 8 土屋 浩 | 9 山口伸彦 |
| 10 田中邦利 | 11 金田敏行 | 12 伊藤 武 |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	原田和久
教育長	後藤義男		
総務課長	原田直幸	出納室長	金田伸也
企画ダム対策課長	澤田周蔵	津具総合支所長	佐々木一夫
生活課長	久保田美智雄	産業課長	鈴木浩典
保健福祉センター所長	氏原哲哉	建設課長	金田敬司
町民課長	佐々木輝	財政課長	大須賀宏明
教育課長	原田利一		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 伊藤斉

5 議事日程

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第2 | 会期の決定について |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 行政報告 |
| 日程第5 | 施政方針説明 |
| 日程第6 | 教育方針説明 |
| 日程第7 | 報告第1号
専決処分の報告について |
| 日程第8 | 同意第1号
設楽町教育委員会教育長の選任について |
| 日程第9 | 議案第1号
指定管理者の指定について |
| 日程第10 | 議案第2号 |

- 指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第3号
指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第4号
指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第5号
設楽町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第14 議案第6号
町道路線の変更について
- 日程第15 議案第7号
設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第8号
設楽町特別会計条例等の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第9号
設楽町障害者医療費支給条例等の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第10号
設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第11号
設楽町後期高齢者医療保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第12号
設楽町観光施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第13号
設楽町町営バス条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第14号
設楽町介護保険条例等を廃止する条例について
- 日程第23 議案第15号
平成29年度設楽町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第24 議案第16号
平成29年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第25 議案第17号
平成29年度設楽町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第18号
平成29年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第19号
平成29年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第4号）
- 日程第28 議案第20号
平成29年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第4号）

- 日程第29 議案第21号
平成29年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第22号
平成29年度設楽町町営バス特別会計補正予算（第1号）
- 日程第31 議案第23号
平成29年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第4号）
- 日程第32 議案第24号
平成30年度設楽町一般会計予算
- 日程第33 議案第25号
平成30年度設楽町国民健康保険特別会計予算
- 日程第34 議案第26号
平成30年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算
- 日程第35 議案第27号
平成30年度設楽町簡易水道特別会計予算
- 日程第36 議案第28号
平成30年度設楽町公共下水道特別会計予算
- 日程第37 議案第29号
平成30年度設楽町農業集落排水特別会計予算
- 日程第38 議案第30号
平成30年度設楽町町営バス特別会計予算
- 日程第39 議案第31号
平成30年度設楽町つぐ診療所特別会計予算
- 日程第40 議案第32号
平成30年度設楽町田口財産区特別会計予算
- 日程第41 議案第33号
平成30年度設楽町段嶺財産区特別会計予算
- 日程第42 議案第34号
平成30年度設楽町名倉財産区特別会計予算
- 日程第43 議案第35号
平成30年度設楽町津具財産区特別会計予算

会 議 録

開会 午前9時00分

議長 みなさん、おはようございます。本日、田口小学校より定例会見学の申し出があり、これを許可したので、御承知置きください。6年生児童9名が傍聴席に入ります。

ただいまの出席議員は、12名です。定足数に達していますので、平成30年第1回設楽町議会定例会（第1日）を開会します。これから本日の会議を開きます。

本定例会の議会運営並びに本日の議事日程を議会運営委員長より報告願います。

7 熊谷 おはようございます。平成 30 年第 2 回議会運営委員会結果の委員長報告をいたします。平成 30 年第 1 回定例会第 1 日の運営について、2 月 23 日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。日程第 1、日程第 2 は、従来どおりです。日程第 3 「諸般の報告」は、議長より報告があります。日程第 4 「行政報告」及び日程第 5 「町長の施政方針説明」は、町長より報告と説明があります。日程第 6 「教育方針説明」は、教育長より説明があります。日程第 7、報告第 1 号から順次 1 件ごとに上程します。一括上程する議案は、日程第 23、議案第 15 号から日程第 31、議案第 23 号まで、日程第 32、議案第 24 号から日程第 43、議案第 35 号までの議案です。補正予算につきましては、本日採決をいたします。当初予算につきましては、予算特別委員会を設置して、審議することといたします。一般質問は、定例議会第 2 日の 3 月 12 日に行います。以上です。

議長 ただいま議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

議長 日程第 1 「会議録署名議員の指名について」を議題とします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、10 番田中邦利君及び 11 番金田敏行君を指名します。よろしくお願いいたします。

議長 日程第 2 「会期の決定について」を、議題とします。本定例会の会期は、本日 3 月 2 日から 3 月 23 日までの 22 日間としたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

議長 日程第 3 「諸般の報告」を行います。議長として、例月出納検査、議員派遣、陳情書の取扱いについての報告をします。始めに、監査委員より地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により例月出納検査の結果について、平成 29 年 11 月、12 月及び平成 30 年 1 月分の結果報告が出ております。事務局で保管をしておりますので、必要な方は閲覧をお願いします。

次に、議員派遣について、会議規則第 129 条第 1 項のただし書きの規定により、議員派遣を別紙のとおり報告いたします。

次に、陳情の取扱いについて、お手元の議事日程にとじ込みで配布してありますとおり、陳情 1 件を受理しております。議会運営委員会にお諮りした結果、陳情の受理番号 1 は議長預かりと決定しました。以上で、諸般の報告を終わ

ります。

議長 日程第4「行政報告」及び日程第5「施政方針説明」を行います。町長から申し出がありましたので、これを許します。

町長 みなさん、おはようございます。3月議会定例会初日の開会にあたり、全員の方に御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。今年は気温が低く寒い日が続いていましたけれども、この頃やっと春らしい気温となってまいりました。春の季節は、昨日執り行われました田口高等学校の卒業式を始め、小中学校や保育園において卒業のシーズンでもあり、先生や友だちとの別れ、旅立ちの季節でもあり、夢と希望を胸に巣立っていく子どもたちの前途を心から期待をするものであります。

それでは行政報告をさせていただきます。まず第1点目は、新斎苑の建設についてであります。今年度、平成32年4月の業務開始を目指して、造成工事の前段階である用地買収を進めてまいりましたが、用地取得にもう少し時間を要する状況となっております。町といたしましては、用地買収に全力を傾けるとともに用地が確保できしだい、速やかに造成工事に入っていけるよう、30年度予算に工事費を計上をさせていただいております。ただ、このような進捗状況でありますので、当初の目標であります32年4月からの業務開始が若干難しいのではないかとこの状況であると思っております。ということで、御承知置きをいただきたいと思っております。

第2点目は、歴史民俗資料館と道の駅清嶺（仮称）についてであります。歴史民俗資料館と道の駅清嶺につきましては、昨年11月の議会全員協議会や12月の議会定例会の行政報告で説明等をさせていただきましたが、その後について報告をさせていただきます。12月末までに建築工事の実設計画が完成をし、工事発注の準備を進めてまいりました。予算といたしましては、農林水産業費と教育費と別々に計上をしてありますが、一体的な施設として両方の工事費を合算し、1本の工事として発注することといたしました。契約方法につきましては、2社以上のJVによる公募型指名競争入札とし、本日開札を行い、落札者を決定したのち、仮契約を締結し、定例会2日目に「工事請負契約の締結について」の議案を提出させていただく予定でありますので、御承知置きください。

第3点目は、移住定住の状況についてであります。町では、毎年10世帯の移住を目指し施策を展開していますが、今年度において他市町村から空家バンクや定住促進住宅補助事業等を通じて、町へ転入してみえた方は9世帯20名で、内訳といたしましては単身が2世帯、家族が7世帯となっております。移住されてみえた方の多くが、愛知県内からで、名古屋市の4件が一番多い状況であります。ちなみに昨年度は6世帯13名が移住されてみえました。また、空家バンクの状況ですが、今年度に5世帯の方が利用されておりますけれども、その他に28軒

を登録しております。

第4点目は、地域おこし協力隊についてであります。現在、設楽町では今年1月に採用した隊員を含め、3名の地域おこし協力隊が活動しております。今年の1月に採用した堀田佳資隊員は愛西市出身の22歳で、昨年9月に採用した高木隊員同様、地場産業の魅力化研究員として活動しております。現在は津具地区に住み、フードショップ栄屋で勤務しておりますが、4月以降は太平建設、たけうち牧場での勤務を予定しております。杉浦隊員につきましては、今年度末をもって3年間の地域おこし協力隊の任期を終えます。今後は引き続き設楽町に住み、茶油の販売を主とする山の搾油所を4月に立ち上げる予定で、現在は開業に向けての準備を行っております。

本日は、専決処分の報告、教育長の選任、指定管理者の指定4件をはじめ、議案関係2件、条例関係8件、一般会計・特別会計の補正予算9件と一般会計をはじめ30年度当初予算12件、計37件を上程をさせていただきました。本会議及び委員会を通して、慎重審議のうえ、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます、定例会開会の行政報告とさせていただきます。

引き続き、平成30年度施政方針について説明をさせていただきます。少々長くなりますが、よろしく願いをいたします。

本日、平成30年3月議会定例会の開会にあたり、平成30年度の予算案並びに諸議案を上程し、御審議いただくことに先立ちまして、私の所信の一端と予算の大綱を説明申し上げます。今、日本の中山間地域は高齢化と若年層の減少が進み、著しい人口減少状態が続いております。設楽町もこうした流れの真っ只中にあり、町の活力、元気が失われていくことで、将来の展望に大変な危機感を持っております。これからの町政を進めるうえで、将来の町の人たちの暮らしぶりを考え「町民が幸せになるためにはどういう政策が必要か」など、時の町長として町民と一緒に真剣に議論をし、考えながら切り開いていかなければならないと考えています。そして新たなまちづくりへの第一歩として、平成30年度予算編成に取り組んだところであり、その方針について申し述べます。

平成30年度は、私の選挙公約でもあります安心して幸せに暮らせる明るいまちづくりを実現するための、3期目における最初の予算編成であります。設楽町の人口は、本年3月1日時点で4,932人です。少子高齢化が進み、人口減少に歯止めがかからず、将来の存続が危ぶまれる状況となっております。こうした厳しい状況のなか、これからの町が活力ある町として存続していくための政策を推し進めることが喫緊の課題ととらえ、「腹を据えてこれに立ち向かっていかなければならない」と改めて責任の重大さを感じております。人口減少を少しでもくい止めるため、町外からの移住者を迎え入れるとともに、町内に住んでいる若い人たちが定着できるような条件整備を進め、地域の人たちとともに官民一緒になって人口確保を進めていくことが重要であり、これに力を注いでまいります。

それでは、まず「町を取り巻く環境について」続いて「平成30年度当初予算

編成方針」最後に「平成 30 年度当初予算の概要」の順に申し上げます。

町を取り巻く環境について申し上げます。平成 29 年 12 月に閣議決定された平成 30 年度予算編成の基本方針によりますと、地方においては、国の取り組みと同様に、経済再生と財政健全化に資するよう歳出改革を着実に推進するとの基本的考え方に立ち、その取り組みを的確に予算に反映するとしております。同じく、平成 29 年 12 月に地方財政審議会が発表した「今後目指すべき地方財政の姿と平成 30 年度の地方財政への対応」によりますと、目指すべき地域の姿としては「我が国は成熟期に入り、今後、さらなる人口減少が見込まれるなか、地方自治体が安定的に行政サービスを提供することで、支えあいにより地域を守るとともに、人々が幸せに暮らすことができる持続可能な社会を実現する」としております。また目指すべき地方財政の姿は「地域課題克服のための持続可能な地方財政基盤の構築」、「地方債への依存改善に向けた地方財政の健全化」としております。

さらに平成 30 年 2 月に閣議決定された「地方財形計画」では、地方一般財源総額について平成 29 年度と同水準を確保することを基本としつつ、公共施設等適正管理推進事業費、社会保障関係費、防災・減災対策費、過疎地域の自立促進のための財政措置等に対して、財源の重点配分を行うこととしております。このような政府における議論を注視しながら、簡素で効率的な行財政システムを構築し、行財政運営について透明性を高め、質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供できるよう取り組んでまいります。

それでは、平成 30 年度当初予算編成について申し上げます。地方分権時代における地方公共団体の行財政運営は、地域における行政を自主的かつ総合的に広く担うこととされており、町を取り巻く重要な政策課題にかかる財政需要がますます増大するものと見込まれます。本町の今後の財政課題は、「1 普通交付税について、人口減少に伴う算定額の減少に加え、合併特例期限が平成 27 年度で終了したことによる段階的な縮減」、「2 人口減少や少子高齢化などによる町税収入のさらなる減少」、「3 下水道整備や歴史民俗資料館（仮称）道の駅清嶺（仮称）整備をはじめとするダム関連事業等の大型事業に対する的確な財源の確保」、「4 公共施設の老朽化に伴う維持修繕費の増加」など、現在よりも多角的な財政運営を強いられることが予想されております。

このような今後の状況、見通しを踏まえ、平成 30 年度の予算編成の方向性としては「1 設楽町の身の丈を意識し、最小の経費で最大の効果をあげる事務執行」、「2 選択と集中による事務事業の再編」を推進することといたします。具体的には、今後の財政見通しを勘案すれば、すべての事業の継続実施は不可能であり、限られた財源のなかで効率的に住民要望にこたえていくため「前例踏襲からの脱却」、「住民ニーズを踏まえた事業創設と事業廃止による再構築」、「自助・互助を補完する手段としての公助の役割分担の整理」、「成果重視の行政運営の推進」、これを目指してまいります。

今後、町にとって必要かつ重要性をもつ大型事業執行について、将来にわたる

財政状況を見定めたいうえで、着実な財政計画と合理的な財源運用を的確に進めるとともに、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、将来の人口減少をくい止めるべく、移住定住者の確保策のほか、町独自の地方創生にかかる施策を積極的に実施いたします。

それでは、平成 30 年度当初予算の概要について申し上げます。平成 38 年度までを計画期間とする第 2 次総合計画を踏まえ、将来像として「まちに活力・まちに愛着・まちに自信」これを掲げ、まちづくりの指針として各種施策を実施していきます。総合計画のまちづくりの 6 つの行動指針に沿って、平成 30 年度の主な事業を説明いたします。

まず 1 番目の「みんなが主役の全員協働のまちづくり」について申し上げます。これからのまちづくりは、多様な地域組織の活性化と連携、移住・定住対策による担い手の増加、人権尊重や協働の意識づくりを図っていく必要があります。そのためには、行政、議会だけでなく、住民や事業者などと一緒に全員協働の視点で取り組んでいくことが求められます。深刻な人口減少にありながらも、町自治体が恒久的に存続していくため、目標人口の達成を見据え、地域組織とともに行財政改革を推進し、基礎体力の強化を図ります。

具体的な事業といたしまして、地域の方々との協働に重点を置き、地域ごとに立ち上がった移住定住推進組織と協力をして、空家バンク事業や無料職業紹介所事業、移住者の受け入れ態勢を整えるなどの事業を進めていくとともに、名古屋大学と連携して、移住定住の推進を行います。そして従来から運用している宅地の提供や新築家屋建築への助成を継続いたします。また、これらを進めていくうえで、老若男女、多くの方たちとの意見集約をし、住民のみなさんとの意見等を聞きながら進めていくことが肝要であり、そのための話し合いや意見交換の場づくりを積極的に行い、地域にあった施策を講じていきます。

男女共同参画住民推進会議の御意見を踏まえて、各種啓発活動等に取り組むとともに、平成 31 年度から 10 年間を計画期間とする「第 2 次設楽町男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指します。

次に、公共施設等総合管理計画に基づく施設類型ごとの再編計画、個別計画がありますが、これについて住民のみなさんとの意見交換を図りながら、平成 31 年度の策定を目標に検討を進めます。また、平成 30 年度は、総合管理計画に基づく事業として、旧下津具小学校、津具スポーツ広場講堂、これは旧上津具小学校講堂ではありますが、この解体工事を行います。

また、新地方公会計制度に基づいた決算を公表し、現金主義では見えにくい公共施設等のコストを把握することで、中長期的な財政の見通しを把握することにより、効率的な財政運営の仕組みを構築します。現金主義・単式簿記を特徴とする今までの会計制度に対して、新地方公会計制度では発生主義・複式簿記といった企業会計手法を導入し、どれだけの資産を蓄えているか。また資金がどのように動いたか。その流れを明らかにいたします。

2番目の「森と水が生きる環境共生のまちづくり」について申し上げます。設楽町は、総面積の9割を森林が占め、豊川、矢作川、天竜川の水源地となっている「緑と水」に恵まれた町です。この恵まれた自然環境は、生物多様性をもたらす住民だけでなく、町を訪れる人々へもやすらぎや憩いの場を与えています。自然環境の保全や活用のさまざまな取り組みを通じて、豊かな自然と共生しつつ、設楽町の魅力的な資源としてPRするとともに、これを活用していきます。

具体的な事業といたしまして、まず東三河森林活用協議会を核として産学官金が協働で、設楽ダム支障木の有効活用、地域森林資源の価値、付加価値、利用度を高めること、リサイクルの推進、森林体験など森の有効活用にむけた各種取り組みを検討し、具現化できるよう取り組んでまいります。

また、林業の労働負荷や素材の搬出コスト低減を図ることを目的として、林業経営作業道開設補助金制度を継続実施いたします。私有林の所有及び管理の形態にあわせ、大半を占める小規模な森林所有者に対し、なるべく平坦で長期にわたり使用ができる作業用の道を開くことにより、健全な森づくりへの積極的な取り組みを促進いたします。

また、設楽ダムによる水力発電施設の構築と、これを利用した電力利用の具現化を図ります。これは、平成21年2月5日に協定妥結したおり、文書のなかの一つとして、水力発電利用について、町と国とで検討し、これの実現化に向けて進めることとなっております。

また、環境衛生対策の充実として、中田クリーンセンターのごみ焼却施設の老朽化に伴う、新たな処理方策を検討いたします。愛知県が示した案に基づき、新城市や豊川市との共同運営について、協議を重ねておりますが、それとは別の事業体によるごみ処理の協力体制についても検討をしてまいります。

3番目の「地域産業の魅力と活力あふれるにぎわいのあるまちづくり」について申し上げます。設楽町は農業、林業、水産業のほか、宿場町として商工業も発展してきた歴史があります。しかし、これらを取り巻く環境は、時代の変化と少子高齢化や人口減少により厳しさを増しております。今後の町の産業振興のために、地域産業の活力を引き出し、観光施策と連携させ、町全体の魅力と活力の増加を図ります。

具体的な事業といたしまして、設楽ダム湖周辺整備事業として、町の南側の玄関口であります清崎地区に観光交流の拠点として、道の駅清嶺（仮称）の整備を進めます。平成32年のオープンを目指し、建築工事、外構工事、サインデザインの作成を行います。これにより、既存の設楽町はアグリステーション名倉、つぐ高原グリーンパークを含め、3つの道の駅が整備されることとなります。豊根村のグリーンポート宮嶋、新城市のもつくる新城などと連携をし、奥三河道の駅めぐりとして観光客を誘致するなど、新しい企画を作り出して活性化に結びつけてまいります。そしてこの地域全体での食の提供、たとえばジビエ料理ですとか、ダムカレーなど、また民泊も含めた宿泊施設を計画をし、地域の方たちによる共

同参画を促してまいります。また従来から整備し、観光資源の活用を図ることを目標としている花の山公園の整備継続をいたします。

また地元産業の活性化につなげるため、町の特産品を活用した「ふるさと寄付」のPRの強化をいたします。インターネットの全国共通ポータルサイトへの掲載、クレジット決済の受付を強化し、全国へ設楽町の魅力を発信してまいります。

また、きららの森に象徴される身近な自然の魅力を発信する場として、段戸裏谷原生林に「きららの森ビジターセンター」を整備するため、平成 27、28 年度の基本計画、平成 29 年度の用地測量をもとに調査設計を委託いたします。

平成 29 年度に策定をした「町観光基本計画アクションプラン」に基づき、地域の方々が主役となってすすめる観光施策を支援いたします。設楽町の魅力を町内外にPRするとともに、設楽町の魅力を高めることを目指します。

地域活性化に向けた実効性のある起業支援として、商工会の支援組織と連携をして、町起業チャレンジ支援補助金制度を引き続き実施をし、移住定住促進を図ります。

4 番目の「安全で快適な暮らしやすいまちづくり」について申し上げます。少子高齢化による人口減少が進むなか、平成 27 年度策定の設楽町人口ビジョンにおいて、2060 年に人口 3,000 人の維持を目指しており、毎年 10 世帯の子育て世帯移住者の確保を設楽町総合戦略の政策目標として掲げています。今、住んでいる人が将来にわたって安心して暮らし続けることができるよう、また定住人口が増加されるよう、道路網の整備促進をはじめとする生活環境や交通環境の整備を図ります。具体的な事業といたしましては、住民や消防団等と協力をして、地域の防災協力強化を推進いたします。近年では、平成 26 年長野県南木曾町の集中豪雨による土砂災害、平成 28 年岩手県の土砂災害など、大型台風や集中豪雨による深刻な被害が全国各地で発生をしております。地震災害では、平成 28 年熊本地震など、どこで大規模地震が発生してもおかしくない状況であり、防災・減災への備えは急務となっているため避難所資機材の充実を図ります。災害対応は、住民の協力が不可欠でありますので、自主防災会が購入する防災資機材費用を補助するとともに、防災訓練をより実践的なものとするなど、地域住民と協力しながら防災力の強化を図ります。

また、住居が集中する田口地区の公共下水道整備事業については、平成 30 年度から本格的に管渠工事を行います。また、下水処理場の建設については、県代行制度により、平成 30 年度から県が工事着手をし、平成 33 年 4 月の一部供用開始を目標に進めてまいります。

また、老朽化が進んでいる清崎斎苑と津具斎苑について、平成 32 年度の統合・建て替えを目指し、共同利用する豊根村と根羽村との協議を行いながら、建設事業を進めてまいります。平成 30 年度は、造成工事を予定をしております。

また、杉平南住宅 4 棟 8 戸の建設工事については、平成 28 年度より手がけてきた建て替え事業の最終年度として実施をいたします。また、平成 31 年度から

概ね 10 年間の住宅施策の方向性を明らかにする「設楽町町営住宅ストック総合活用計画」を策定いたします。

平成 30 年度を始期とする「設楽町空家等対策計画」を推進いたします。町内に点在する管理されていない空家を対象として、倒壊やごみの放置などで周辺住民へ迷惑がかからないよう対策を進めてまいります。

また、水道事業については、田口地区の配水管更新工事を下水道事業の工程にあわせながら施工し、管路の耐震化工事を実施いたします。また、設楽ダム建設に伴い、水没する田口地区の取水場及び導水管の移設を国県道等の付替進捗にあわせ、布設工事を実施いたします。

また、平成 30 年度を始期とする「設楽町農業集落排水事業最適整備構想」を推進いたします。施設更新について、事業審査を受けるなど計画的に実施をしてまいります。

また、次に国県町道の整備については、住民の利便性向上、通行の安心、安全性の確保、ひいては産業の発展にもつながることから、早期完成を目指して事業を推進いたします。

また、国道 257 号の、安沢の坂のゆずり合い車線整備やそれにつながるミニバイパスの整備が計画どおり進むように力を注ぎます。また国道 420 号の田峯バイパス、国道 473 号の月バイパスの工事進捗を推進してまいります。

町道につきましては、適切な維持・管理に努めるとともに、井戸入中島線をはじめとする 6 路線の改良工事等の整備を進めます。また、平成 26 年度に改訂した「橋梁長寿命化計画」に基づき橋梁の補修を行い、落橋などの事故を未然に防ぎます。

また、児童の通学路の安全対策につきましては、通学路安全推進会議による合同点検結果に基づき、グリーンベルト、カーブミラーやグレーチング等を設置するなど通学路の安全確保を図ります。

林道につきましては、森林整備・林業経営の効率化を図るとともに、通行車両の安全を確保するため、引き続き、開設 1 路線、改良 7 路線、舗装 4 路線、橋梁修繕 1 路線の整備を進めます。

農道については、広域営農団地農道整備事業奥三河二期地区が、平成 31 年度に完成できるように事業を推進するとともに、農道スタベ線の開設を進めます。

農業の基盤整備につきましては、県営農地環境整備事業で老朽化した用排水路の改修工事を川口地区で引き続き進めるとともに、田峯地区においても、平成 30 年度から着手できるように事業の推進を図ります。

5 番目の「支えあいと助けあいによる安心福祉のまちづくり」について申し上げます。子供から高齢者、障害者、これを支える家族のみんなが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、子育て支援サービス、医療・介護サービス、障害福祉サービス、健康づくり支援等を充実させ、地域住民がお互いに支えあう地域づくりを進めます。具体的な事業といたしましては、子育て世代の方たちが就労し

ながら子供を安心して保育園に預けることができる体制の充実を図ります。また、ニーズに応じた延長保育の枠の拡大や子育て世代の方たちの直接意向を伺う中での悩みや相談に応えることのできる体制確立を目指します。

つぐ診療所は、平成 29 年度から週 5 日の診療を開始しております。今後も患者さんの症状やニーズに沿った診療を継続するため、関係機関と連携しながら、常勤医師を中心として、整形外科医師の診療や理学療法士によるリハビリ事業などを交えて、よりの確な医療サービスを提供していきます。

この地域の介護保険事業につきましては、集落が点在する山間地域である等の地理的条件から、採算性を確保することが難しい状況となっております。設楽町社会福祉協議会、明峰福社会が運営する介護保険事業に対して、運営費の助成を行ってまいります。

本年 4 月から東三河広域連合による介護保険事業は、安定的な財政基盤の構築と広域的なサービスの拡充、さらに事務の効率化といった保険者統合の効果を十分発揮できるよう 8 市町村が連携して進めてまいります。

また、国民健康保険事業は、平成 30 年 4 月から愛知県が国民健康保険の財政運営の専任主体となり、安定的な財政運営、効率的な事業の確保等において中心的な役割を担い、町との共同運営となり、この体制で進めてまいります。

平成 30 年度を始期とする「町高齢者福祉計画」を推進してまいります。「健やかで安心して元気に暮らせるまち」を理念とし、設楽町版地域包括ケアシステムの実現を図り、高齢者が常に健康であり続けられる環境を充実するためのケア体制や地域包括体制を向上させ、ロコモをはじめとする健康体操等ができる機会を援助し、こうしたことを行うグループ活動への支援を強化することとあわせ、語りの場所と憩いの時間ができる場所を多く取り入れてまいります。

また、平成 30 年度を始期とする「町障害者計画、第 5 期障害福祉計画・障害児福祉計画」を推進いたします。「障害のある人が自立し、平等に生活できるよう、町民が共に支えあうまちづくり」を理念として、障害の有無にかかわらず、誰もが共に尊重し、支えあって暮らしていくまちづくりの実現を図ってまいります。このため、現在運営している小規模作業所での意見や課題などを確認しながら、実情でのニーズに応え、より充実した対応を進めてまいります。また、就労支援施策について、関係機関と連携を図りながら自立に向けた対応を図ります。

また、平成 30 年度を始期とする「町健康づくり計画：いきいきしたら計画（第 2 次計画）」を推進いたします。子どもの頃からの健康づくりや、働く世代の生活習慣病など、生涯をいきいきと暮らすために「めざさまい、ずっと健康いきいきしたら」を理念に、地域の連携を強化してまいります。

次に、平成 24 年度から町独自施策としております高校生以下の全員の医療費の無償化を継続して実施をしてまいります。

6 番目の「人とまちの未来を育む教育文化のまちづくり」について申し上げます。時代とともに急速に変化する、町民の学びに関する環境とニーズに対応し、

町民すべてが、豊かな人間性を育み、まちの未来を担う人材として活躍することができるよう、学び環境の構築や機会づくりを行います。また、他市町村との交流を深め、国際交流も深めるとともに、自然環境の保全や地域文化を継承するための活動を支援いたします。具体的な事業といたしましては、社会教育の一環として、スポーツを通じた町民の交流、健全な体力づくりと維持を増進し、同時にこうした機会による「にぎわいの場」の提供を積極的に進めてまいります。最近では人口減少に伴い、スポーツ教室や大会等への参加者が減ってきておるのが現状ではありますが、地域等の集まりや話題の場としても町民にとっては欠かすことのできない事業であると思っております。

郡内唯一の高校である県立田口高校について、各種資格取得費の助成、魅力化を支援し、入学希望者の増加を目指します。また、同校の生徒や北設楽郡内の中学生たちが、地元で働くことを具体的にイメージできる企業展として、引き続き「お仕事フェア」を校内で開催をしてまいります。

また、歴史民俗資料館（仮称）の整備を進めます。平成 32 年春のオープンを目指し、建築工事、外構工事、サインデザインの作成を行います。設楽町の南の玄関口に立地するこの資料館は、町外から訪れた人々が初めに設楽町と接点を持つ空間であり、設楽町の印象を最初に形づくる場でもあります。また、多くの町民の方々に活用がされ、長く愛され続ける施設として、「記憶をつなぐ」、「地域をつなぐ」、「人をつなぐ」といった視点をもって、これの整備を進めてまいります。

設楽町人材育成事業として実施をしております、中学 3 年生を対象とする海外派遣事業につきましては、子どもたちが設楽町の未来を考える契機となることを期待し、引き続きアメリカ合衆国イリノイ州アーリントンハイツに派遣をいたします。

以上、新年度に向けてまちづくり施策の一端を申し上げましたが、平成 30 年度当初予算案の詳細につきましては、担当課長が説明をいたしますので、御了承いただきたいと思います。

最後に、設楽町総合計画に掲げております「豊かな自然と魅力的な人に恵まれ、活気に満ちたまち」、これを具体化をし、町民のみなさまとともに将来にわたって明るい希望が持てる地域社会の構築をめざす決意であります。どうか議員各位をはじめ、町民の皆様方の変わらぬ御理解と御協力をお願い申し上げまして、私の施政方針といたします。

議長 日程第 6 「教育方針説明」を行います。教育長から申し出がありましたので、これを許します。

教育長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、町長の施政方針説明に続いて、教育施政方針について教育委員会の想いを短く説明させていただきます

ので、よろしくお願ひいたします。御承知のとおり、教育大綱に示されている教育に関する基本的な方針は「有意義な教育が受けられるか」、「楽しく学校生活を送ることができるか」ということであり、「たくましく、設楽町に誇りを持ち、自信をもって社会に通用する子ども」に育ててほしいという、設楽町民、みんなの願ひであります。平成30年度も引き続き、この願ひを叶えるためにさまざまな施策を進めてまいりたいと思っております。

近年の教育行政では、体力の低下に対する対応、優れた芸術文化に触れる機会の確保、メンタルヘルスやアレルギー疾患などの健康課題、家庭の教育力の向上、信頼される学校教育の確立、教職員の多忙化解消・資質向上など、多岐にわたる課題が指摘されており、このうちいじめや不登校につきましては「いつでも、どの子ども、どこの学校でも起こりうる」ということを常に認識し、「設楽町いじめ防止基本方針」に基づき設置した、専門家の委員による「設楽町いじめ対策委員会」や学校長らで構成される「設楽町いじめ防止対策協議会」などとともに、その予防と重要問題対策について推進してまいります。

また、特別な支援を必要とする児童生徒のために、特別支援教育支援員の配置を充実させるとともに、新たな指導要領の導入に必要な事務の推進や、英語や道徳の教科化への対応として、外国語指導助手、いわゆるALTの複数配置、小中学校におけるICT活用支援業務の外部委託を行い、タブレット端末などに活用によるICT教育の推進などを丁寧に進めてまいります。

さらに、現在、昨年1月に「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」が厚生労働省から示され、国を挙げてのいわゆる働き方改革が進行中ではありますが、文部科学省も「学校における働き方改革に関する緊急対策」をまとめております。それは、通学路における安全確保のための「登下校に関する事項」、学校給食費などの「学校徴収金の徴収・管理に関する事項」、必要性の薄い統計調査の廃止などの「調査・統計等に関する事項」、適切な運営や活動時間などの「部活動に関する事項」、労働時間の適正な把握などの「勤務時間管理に関する事項」のほか、学校行事、支援が必要な児童生徒・家庭への対応などが対策案として示されているものでありますが、教育委員会としましては、教職員の多忙化解消対策の一部として、これらのうち実施可能な項目から対策を講じたいと考えております。来年度は、学校給食費の公会計化の研究、部活動の時間設定、休養日の設定などについて、学校と協議をしながら具体的に進めてまいります。そのほか、教職員の勤務時間の長時間化が課題となっているため、まずは、管理職による教職員の勤務時間の把握と教職員本人の意識付けを目的として、勤務時間管理については、退勤管理を行うことができるタイムレコーダーの導入を具体化します。さらに、教職員が有給休暇を使わずに休むことができる「学校閉庁日」を、夏休み中に短期間ではありますが、設定いたします。

最後に、北設楽郡の町村は他の地域と比較して著しく人口減少が進み、児童生徒の数の減少も進行していることは、町内の各小中学校を、極小規模校における

児童生徒の「社会性を育む」という視点で見たときに、現在の教育環境のなかで、また学校運営などにおいて、なにかしらの影響を及ぼすのではないかという、懸念の材料となっております。近隣では、田原市、新城市、東栄町、豊根村がそれぞれ児童生徒数の減少などを理由に、学校の再編成が行われ、また行われる予定といわれております。さらに、愛知県においても新城市内の2つの高等学校の統合について準備が進められていることは、御存知のことと思います。

設楽町教育委員会としましては、平成17年の町村合併以来、2つの中学校、5つの小学校を維持していくことを基本としてまいりました。今後の児童生徒数の推移を見ますと、教育大綱に掲げる「たくましい子どもの育成」をよりいっそう推進するためには、近い将来を見据えて、これまでの方針を見直し、その規模や配置の適正化に関する基本的な方針を定め、具体的な対策を講じていくことが必要ではないかと感じているところでございます。一般的にこうしたことは、波が起きて、動き出してから形になるまで、短くて3年、通常5年の時間が必要であると言われております。このため、平成30年度中に、教育委員会の附属機関に準じる組織として「設楽町立小中学校適正配置検討委員会」を立ち上げ、児童生徒の減少に伴う学校生活や学校運営、施設整備などに対する諸問題を調査しながら、よりよい学校のあり方についての提言書の作成を始めていくこととします。

私たちは、設楽町の宝である子どもたちの健やかな成長を願い、地域や学校と連携して、また、町当局と協議・調整を重ねながら、課題の解消に向けて教育行政を運営してまいりたいと考えております。

同じ思いで、日頃の議員活動に取り組まれている議員各位におかれましては、よりいっそう、設楽町行政、とりわけ教育行政への御理解を、絶大な御協力をお願いを申し上げます。説明といたします。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

議長 日程第7、報告第1号「専決処分の報告について」を議題とします。本案について報告の説明を求めます。

副町長 それでは報告第1号「専決処分の報告について」であります。地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり本年1月17日に専決処分しましたので、同条第2項の規定に基づき報告します。専決処分書及び参考資料を御覧ください。今回の事故内容は、賠償の相手方が町道名倉津具線で方向転換する際、変形し浮いていた側溝の蓋を踏み、車両左側前部のバンパー下を損傷したことによるものであります。設楽町の過失割合を10割として、被害額154,554円の全部を賠償することに決定したことによる専決処分であります。以上です。

議長 報告の説明がありました。質疑を行います。質疑はありますか。

10田中 国家賠償法の趣旨についてお伺いするわけですが、ともしますと、公の管理

する施設、たとえば町道なんかです、こういう事故が起こって、グレーチングを跳ね上げて自損したという場合にですね、自己責任かなというようなことで自分で修理するということは、多々見受けられると思うんですけども、こうやって損害を受けて賠償に及んだ方はいいんですが、そうでない方との不公平もできてくるのではないかというふうに思うんですが、この国家賠償法でそういう場合には補償されますよということの周知徹底については、どのようなお考えか。町としての考えをお尋ねします。

総務課長 現実的にですね、なかなかそこらへんの周知徹底ができてないというのが現実だと思います。この事件にありますように、町内の方だけでなく、町外の方も道路等利用されますので、そのへんのこと非常に難しい状況になっております。事故がありましてはですね、報告をしていただけるようお願いはしておりますけれども、現実的には、町内の住民の方々にはまた広報等でですね、徹底することはできるかと思っておりますけれども、町外の方々までっていうと、なかなか難しい状況だというふうに理解しています。以上です。

10田中 この補償についてはお聞きするのですが、事故が起きて、町が今回の場合は100%補償するわけですが、これはどのような財源というか、たぶん保険で出ていると思うのですが、そのシステムについてお聞かせください。

総務課長 毎年ですね、町から愛知県の共済組合のほうへそういう保険をかけさせていただいてます。で、こういう事件がありましたら、保険会社のほうで過失割合等を精査していただきまして、その過失割合に基づいてですね、町のほうから支払いをさせていただいているというのが状況であります。以上です。

議長 ほかにありませんか。

2今泉 この件は前回もありましたね、同じような件がありました。今回は、方向転換しただけで側溝の蓋を踏みバンパーの下部を損傷したと言ってますが、その箇所はどこで、どの部位か。なぜこのような高額の金額になったのかを知りたいのですが。

総務課長 ここの参考資料にも記載させていただいておりますけれども、車両の左側の前部分ですね、その部分側溝の蓋がはねたものですから、こういう形で上がって、前の部分が損傷したということで御理解いただきたいと思います。

2今泉 バンパーの下の下部っていうのですが、シャフトありますわね、あそこが溝のなかにはまったのか、どういう形でそのシャフトが曲がってしまったのか。その部位を直したということですか。

総務課長 蓋がはねたものですから、はねたことによって下の部分にあたって損傷したということで、側溝に入ったわけではありません。

2今泉 そうすると、下部のところは曲がったり、変形したり、そういうことは車なかったんですかね。で、その車の車種だとか、年式はどうでしたかね。

総務課長 車はですね、プリウスだったんですけども、年式まではちょっと承知をしていないので申し訳ないですが、とにかくそういう形で、はねたものが車の

左側の前部に当たったということで、その部分が損傷したということでありませ

議長 ほかにありませんか。

5 金田 再発防止を徹底していただきたいと思います。こういうお金が、これから支出する必要がないようにということで。そのために町道の点検とか、今後の修繕の計画とかをすでに立てられましたか。

建設課長 今回の件でございますが、10月9日に発生したということなんですけれども、当方のほうに連絡があったのが10月19日ということで、その当日に職員で現地の確認をいたしまして、早急に修繕の発注をし、翌日には、より丈夫な蓋へと復旧をしております。またそれにあわせまして、近隣の路線の点検をいたしまして、同様に恐れのある場所についても修理をしております。その他の路線につきましても、町内全体で333路線336キロの延長がございますので、職員パトロール等をしたときに発見次第、修理をする予定をしております。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 ないようですので、これで質疑を終わります。報告第1号は終わりました。

議長 日程第8、同意第1号「設楽町教育委員会教育長の選任について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 同意第1号「設楽町教育委員会教育長の選任について」であります。下記に記載をいたしてあります後藤義男さんを教育長に選任をしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により、議会の同意を求めます。本議案は、後藤義男教育長の任期が平成30年3月31日で満了いたしますが、2期教育長として教育行政に関する経験と実績及び高い識見を有しておりますので、引き続き教育長として任命するものであります。なお、任期は当該法律第5条の規定に基づき、3年であります。以上です。

議長 それでは、後藤義男教育長の退席を求めます。

〔教育長退席〕

議長 同意第1号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。同意第1号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。同意第1号は同意することに決定しました。後藤教育長、入場

をしてください。

〔教育長入場〕

議長 ただいま選任されました後藤教育長からあいさつをいただきます。

教育長 このたびは、教育長として、通算して3回目の議会の同意をいただくことになりありがとうございました。昭和47年、役場に奉職して以来、やがて50年になります。気持ちのどこかに「もういいでしょう」という感情もないわけではありませんが、これからの教育行政運営では、たくさんの課題がみえていることを考えますと、大変、荷が重い選択ではあると思っています。しかしながら新制度の教育長として、今回2度目の同意をいただいた意味を真摯に受け止めて、職務に励みたいと思います。

かねてから課題であります、学校のあり方につきましては、施政方針でも触れましたが、来年度中に、学校のあり方を検討する組織を立ち上げ、具体的な検討を始めていきたいと思っています。今すぐの結論が出せるようなことではありませんが、これから小学校や中学校へ入学するお子さんを持つ、保護者の方の将来の不安を取り除くような、少なくとも、今後の道筋、方針は定めておかなければならない状況であることを、重く感じているところであります。

波風のないところへ石を投げ込み、波を立てたいと思います。大きな波が押し返されて、心が折れそうになるやもしれませんが、みなさまのより一層の御支援をいただいて、重責を果たしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願います。ありがとうございます。

議長 日程第9、議案第1号「指定管理者の指定について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第1号「指定管理者の指定について」下記に記載する設楽町老人福祉施設やすらぎの里の指定管理者を指定するため地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。指定管理者として選定した団体は、有限会社ネクストサプライで所在地は浜松市中区中沢町19番10号、指定期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間であります。提案理由としましては、同社による2期10年の実績に基づき、引き続きやすらぎの里の管理運営を効果的かつ効率的に行うためであります。よろしく願います。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第1号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第1号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第1号を文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第10、議案第2号「指定管理者の指定について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第2号「指定管理者の指定について」下記に記載する設楽町田口特産物振興センターをはじめとする6施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。指定管理者として選定した団体は、一般社団法人設楽町公共施設管理協会で、所在地は設楽町田口字後口4番地4、指定期間は平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間であり、提案理由としましては、指定管理者制度開始以来の同協会による管理実績及び愛知県豊川市の公の施設の指定管理者であることに基づき、引き続き上記6施設の管理運営を効果的及び効率的に行うためであります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第2号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第2号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第2号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第11、議案第3号「指定管理者の指定について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第3号「指定管理者の指定について」下記に記載する設楽町田口山村トレーニングセンター及び設楽町津具基幹集落センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。指定管理者として選定した団体は、公益社団法人設楽町シルバー人材センターで、所在地は設楽町田口字矢高5番地7、指定期間は平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間であり、提案理由としましては、同法人による指定管理者実績に基づき、引き続き上記2施設の管理運営を効果的かつ効率的に行うものであります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第3号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第3号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第3号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第12、議案第4号「指定管理者の指定について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第4号「指定管理者の指定について」下記に記載する設楽町田峯農村環境改善センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。指定管理者として選定した団体は、地縁団体田峯区で、所在地は設楽町田峯字手籠前37番地、指定期間は平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間であり、提案理由としましては、認可地縁団体による指定管理者実績に基づき、引き続き田峯農村環境改善センターの管理運営を効果的かつ効率的に行うものであります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第4号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第4号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第4号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第13、議案第5号「設楽町過疎地域自立促進計画の変更について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第5号「設楽町過疎地域自立促進計画の変更について」別紙のとおり市町村計画を変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の重要規定により、議会の議決を求めるものであります。変更理由としましては、事業の追加によるものであります。詳細については、企画ダム対策課長から説明します。

企画ダム対策課長 それでは御説明申し上げます。過疎地域自立促進特別措置法に基づきます設楽町過疎地域自立促進計画は、平成28年3月議会の議決を経て策定されております。今回その計画を変更する必要が生じましたが、これには計画策定の際と同様に、議会の議決を経る必要があるため、ここに議決を求めるものであります。計画変更の内容につきましては、お手元の資料、計画の抜粋等に朱書きで記載させていただきました各事業の追加及びこれにかかる本文記載内容の追記でございます。これら事業の円滑な実施に向けて、地方債を財源とする必要があることから、財政部局との協議の上、追記するものでございます。具体的には3つありまして、5番の「高齢者の保健及び福祉の向上及び増進」の項における福祉移送サービス事業の追加、6番目の「医療の確保」の項におけるつぐ

診療所への専門機器の導入及び7「教育の振興」の項におけます中学生海外派遣事業などの追加となっております。以上の3つでございます。以上、提案理由と変更内容を御説明申し上げました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第5号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第5号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第5号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第14、議案第6号「町道路線の変更について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第6号「町道路線の変更について」道路法第10条第3項の規定に基づき、町道路線を変更したいので議会の議決を求めるものであります。議案及び別添の位置図を御覧ください。今回、変更する路線及びその内容は町道坂道滝ノ入大林線の起点を西納庫字合戸31番地から西納庫字大杉4番地3に変更するものであります。変更理由としましては、国道257号の道路改築に伴い、旧国道部分を町道として管理するための起点の変更であります。詳細につきまして、建設課長から説明します。

建設課長 今回、起点の変更をお願いいたします町道坂道滝ノ入大林線は、1枚めくっていただいた位置図にありますように、西納庫のアグリステーションなぐらから稲武側へ約200メートルほどいきました加藤さん宅横の国道257号線との交差点を起点といたしまして、北上し、成田牧場を經由して丸上製材までの延長1788.3メートルの町道でございます。今回の変更は、国道257号の道路改築工事に伴うもので、この工事では歩道設置にあわせて視距改良も行いまして、国道が南側へ約11.3メートル移動いたしました。このことにより町道の取り付け部分も移動いたしまして、全延長は11.3メートル増え、1799.6メートルとなります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第6号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第6号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第6号を総務建設委員会に付託します。お諮りします。休憩をとりたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 では10時45分までといたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時45分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第15、議案第7号「設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第7号「設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出するものであります。改正理由としましては、新旧対照表の別表の中でアンダーラインで記してあります地域活動支援センター指導員等の嘱託員報酬月額を引き上げるものでありまして、その改正内容は最近の人事院勧告等に伴う職員の初任給引き上げ動向に伴い、別表において136,000円以内と規定する嘱託員の報酬月額を150,000円以内に改めるものであります。なお、今回この条例で該当する嘱託員の職については、9件の職であります。改正条例の施行期日は、平成30年4月1日であります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第7号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第7号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第7号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第16、議案第8号「設楽町特別会計条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第8号「設楽町特別会計条例等の一部を改正する条例について」地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出するものであります。改正理由としましては、介護保険事業が平成30年4月1日から東三河広域連合へ移管されることに伴い介護保険特別会計及び介護保険運営基金の廃止並びに税条例における所要の改正をするためであります。その改正内容としましては、同一趣旨の3本の条例を一括で改正するものでありまして、第1条の特別会計条例の一部改正は、第1条中の第2号介護保険特別会計の規定を削り、第3号以下を1号ずつ繰り上げるものであります。第2条の税条例の一部改正は、第47条の2第1項第1号中の介護保険の保険者である規定を従来の「町」から「東三河広域連合」に改めるものであります。第3条の運営基金条例の一部改正は、当該条例第1条、第4条及び第6条に規定する介護保険運営基金の規定を削り、それぞれ第

5号以下を1号ずつ繰り上げるものであります。なお附則において、改正条例の施行期日は平成30年4月1日としますが、第2項で経過措置を設け、特別会計条例に係る出納機関を平成30年5月31日までとし、出納閉鎖後の歳計剰余金等については、一般会計に引き継ぐ規定を定めるものであります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第8号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第8号は所管ごとに分けて総務建設委員会と文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第8号を所管ごとに総務建設委員会と文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第17、議案第9号「設楽町障害者医療費支給条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第9号「設楽町障害者医療費支給条例等の一部を改正する条例について」地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出するものであります。改正理由は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の規定に伴う改正であります。改正内容としましては、3本の条例をまとめて改正するものでありまして、いずれの条例も同一の改正内容で、それぞれ条例中の受給資格者の適用除外に関する規定における65歳以上75歳未満のものについて、受給資格の申請から認定を受けるまでの間は適用除外の規定から除くという条例の要件に、今回それぞれの条例中の条文に高齢者の医療の確保に関する法律において、住所地特例に係る「第55条の2第1項第2号に該当する者」を追加する改正であります。詳細につきましては、町民課長から説明します。

町民課長 ただいま説明したとおりの理由でございますが、今回新設されます「高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2」の規定により国民健康保険の被保険者であって、国民健康保険法の規定により、住所地特例の適用を受けて従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が、後期高齢者医療保険に加入した場合は、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることとなるという改正が行われました。この改正によりまして、50条の2に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合と同様に、55条の2第1項第2号に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合についても、認定を受けるまでの間は受給資格者からの適用除外から除くための改正を行うものでございます。それぞれの改正につきまして、新旧対照表を御覧ください。その適用を行うために、改正後に「又は55条の2第1項第2号」と

いうものを追加するものでございます。これが、1枚目が障害者医療費支給条例でございます。2枚目精神障害者医療費支給条例につきましても、同じ「55条の2第1項第2号」を追加いたします。3ページ目母子家庭等医療費支給条例についても「55条の2第1項第2号」を追加いたしますが、この条例のみ、改正前の記載が前2つの条例と異なっております。これにつきましては、前回の改正漏れでございます。大変申し訳ありませんでした。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第9号の質疑を行います。質疑はありますか。

10 田中 説明のところにあります「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の規定に伴う改正」とあります。持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法は、成立交付はいつの時期でしたでしょうか。

町民課長 法律は平成27年法律第31号として制定されておまして、今回改正する予定のものにつきましては、平成30年4月1日より適用されるものでございます。

10 田中 30年3月に改訂をまたされたので、今回の条例改正になったというふうな理解でよろしいのでしょうか。

町民課長 現在の改正では、もうすでに改正されておりましたものの適用が30年4月であります。

10 田中 そこらへんの関係がよくわかりませんので、ぜひ付託されるであろう文教厚生委員会で精査していただきたいというふうに思います。以上です。

町民課長 大変失礼いたしました。平成27年5月29日交付。平成30年4月1日施行です。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。議案第9号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第9号を文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第18、議案第10号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 案第10号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出するものであります。改正理由は4点ありまして、第1点目は「平成30年4月1日から国民健康保険の運営を愛知県と共同で行うため」、2点目は「税制改正の伴う賦課限度額等の見直し」、3点目は「国民健康保険施行令に伴う改正」、4点目は「保険料賦課方式

を変更するための改正」であります。なお、施行期日は平成 30 年 4 月 1 日であります。詳細については町民課長から説明します。

町民課長 それでは新旧対照表により御説明申し上げます。まず第 2 章「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」という名称に協議会の名称を変更いたします。これは県の協議会と区別するために変更するものでございます。続きまして、下のほうにいきまして、第 3 条でございます。委員の任期を「3 年」といたします。これも県の協議会の任期とあわせるもの。また運営方針の機関とあわせるものでございます。続きまして、2 ページ目の大きくアンダーラインの引いてあるところでございます。「当該年度における次に掲げる額の合算額」というところがございすけれども、大きくアンダーライン引いておりますが、変わる部分について申し上げます。3 ページのウとエ、これが県との共同運営になることにより追加された項目でございます。次に 5 ページを御覧ください。5 ページでは、賦課方法を変更することによります資産割を廃止することに伴います変更でございます。15 条を削除いたします。15 条は改正前にあります資産割の算定の部分でございます。次にその下、(1)所得割のところの賦課割合を 100 分の 50 とするものでございます。改正前は 100 分の 40 でございます。続きまして、6 ページ御覧ください。(2)のところでは被保険者均等割の算定をする根拠につきまして、前は当該年度の「初日」でございましたが、それを「前年度及びその直前の 2 か年度の各年度における一般被保険者等を勘案して算定した数」というふうに、算定する根拠の数字の変更でございます。それ以降、7 ページについても、退職被保険者について同様の変更を行います。次に 8 ページにつきまして、21 条の 2 では後期高齢者支援金の算定について、同じく医療分と同じような改正を行っております。次に 11 ページ御覧ください。22 条では、今の後期高齢者と同じように介護納付金について、同じ同様の改正を行うものでございます。次に 14 ページを御覧ください。14 ページでは保険料の減額という 33 条以降の部分で、賦課限度額の改正を行います。賦課限度額を「58 万円」とするものでございます。改正前は「54 万円」でございます。次に(2)でございます。(2)につきましては、軽減安定の額の変更でございます。ここにつきましては「27 万円」から「27.5 万円」に改正するものでございます。これは 15 ページの上のほう、アのところに記載がございすけれども、アのうしろのほう、「保険料率に 10 分の 5 を乗じて得た額」と記載がございまして、5 割軽減の方の所得安定を行います金額の改正をするものでございます。同様に(3)でございます。(3)は、改正後「50 万円」改正前は「49 万円」でございます。ここにつきましては、その下のほうアのところに「10 分の 2 を乗じて得た額」ということで、2 割軽減をする方の所得の判定の金額を定めるものでございます。16 ページを御覧ください。16 ページにつきましては、先ほどの賦課限度額の改正によりますものを読み替える規定が上のほうにございます。33 条の 3 につきましては、特例対象被保険者に関する規定の変更でございます。以前は「提示しなければならない」というものに対しまして「定

時を求められた場合においては、これを提示しなければならない」という規定の改正でございます。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 10 号の質疑を行います。質疑はありますか。

10 田中 33 条の賦課限度額について質問をします。減額という項目にはなっておりますが、賦課限度額を上げることによって増額になっていくという、そういう仕組みでありますけれども、この見直しによりましてですね、「54 万」から「58 万」ですね。になるわけですが、この改正によって 54 万を超える方は何人になるのか。それから金額的にはどの程度になるのか。教えていただきたいと思えます。

町民課長 現在の賦課限度額を超えている世帯数 4 世帯、被保険者数 7 でございます。

議長 ほかにありませんか。

10 田中 答弁漏れで、金額についてもお尋ねしました。

町民課長 賦課限度額の設定が現在 54 万でございますので、54 万かける今申し上げた人数ということになります。

10 田中 54 万から 58 万になって、58 万までは徴収するのですね、4 世帯 7 人の方に。その金額をお尋ねしておるのですが。

町民課長 今申し上げましたのは、54 万の賦課限度額に達している方の数を申し上げました。58 の人数は、把握を今しておりません。で、仮に 54 以上 58 以内という方があれば変わりますが、全員が 58 まで達したということになれば、今の差額 4 万円に対する今の世帯数が増加額になります。

議長 ほかにありませんか。

5 金田 ただいまの 14 ページの今御質問のあった上のところですけど、(3)のところが大きく変わりますが、当該年度の「初日」というのが「前年度及びその直前の 2 か年度の」というふうになるのですが、この理由と、それから一般的に普通に私たちの暮らしの中でどのような影響、当該年度の初日のことと、それから前年度 2 か年分とかそういうことになると、どんなふうには具体的には影響が出るのか教えてください。

町民課長 ここは算定の基準となる日を定めたものでございます。改正前、「初日」という 1 点の日を設けておりましたが、「前年度及びその直前の 2 か年度の各年度」というものに幅を持たせることによって、数の推移が見られます。したがって、こっから先、賦課するにあたってどの数字を用いればいいということが、今の 1 日の数字をもってするよりはより現実に近い数字が適用できると思えますので、被保険者のみなさまにはより適正な保険料が賦課できるものと思っております。

5 金田 今、御回答の言葉は理解できたのですが、具体的にちょっとよく理解できませんでしたので、また委員会のほうで誰にでもわかるようなふうにもう一度審議して

いただいて、報告していただけるとうれしいと思います。

町民課長 具体的に申し上げます。たとえば人口が減少している場合、その初日でやった場合、その年度中に被保険者数が減っていくとことがあります。したがって、その数が初日と年度間異なる場合があります。ですので、以前からの傾向をみて、それにより適正と思われる数字を適用して保険料を算定する。そのことによって、適正な保険料が算定できるというふうに思っております。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。議案第10号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第10号を文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第19、議案第11号「設楽町後期高齢者医療保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第11号「設楽町後期高齢者医療保険条例の一部を改正する条例について」地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出するものであります。改正理由は、先の障害者医療費支給条例と同様に、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の規定により住所地特例に関する事項を加えるものであります。詳細につきましては、町民課長から説明します。

町民課長 では、先の3つの条例を改正するというものと根拠は同じでございます。新旧対照表を御覧いただきますと、先ほどと同じ55条第1項と規定のありますものに対して「55条の2第2項」というものをそれぞれ追加していくものでございます。これによって変わりますことは、先ほど申し上げたとおりでございますが、設楽町から国民健康保険の住所地特例の適用を受けて愛知県外の住所地にいる被保険者が75歳到達等により後期高齢者に加入する場合は、特例を引き継ぎ、設楽町で愛知県後期高齢者医療の被保険者となるという改正が行われるものでございます。それと、もう1点でございます。2ページ目を御覧ください。2ページ目、附則では平成20年度における徴収の特例というものを削除いたします。これは20年度におきます特例でございますが、その後効力のないものでございますが、この際この改正にあわせて改正し削除するものでございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第11号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第11号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 11 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第20、議案第12号「設楽町観光施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 12 号「設楽町観光施設条例の一部を改正する条例について」地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出するものであります。改正理由としまして、清崎地内の清流苑施設及び駐車場の用途を廃止するため、別表中の規定から清流苑休憩所及び駐車場の規定を削る改正で、施行期日は公布の日からであります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 12 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第12号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 12 号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第21、議案第13号「設楽町町営バス条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 13 号「設楽町町営バス条例の一部を改正する条例について」地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出するものであります。改正理由としましては、町営バス稲武線のバス停留所移転に伴い運行距離を変更するものでありまして、第 3 条の表に規定する定期路線バス及び不定期路線バスに係る稲武線の運行距離をいずれも 100 メートル長くし、それぞれ 25.0 キロ、29.0 キロと改めるものであります。施行期日は平成 30 年 4 月 1 日であります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 13 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第13号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 13 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第22、議案第14号「設楽町介護保険条例等を廃止する条例について」を議

題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 14 号「設楽町介護保険条例等を廃止する条例について」地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出するものであります。改正理由としましては、介護保険事業が平成 30 年 4 月 1 日から東三河広域連合へ移管されることに伴い、関連する設楽町介護保険条例をはじめ 3 条例を一括廃止するためであります。なお、附則としまして、第 1 項の施行期日は平成 30 年 4 月 1 日であります。第 2 項及び第 3 項は事業の移管に伴う条例施行前の罰則の適用及び平成 30 年 6 月 1 日以後の債権債務に係る経過措置であります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 14 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第 14 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 14 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第 23、議案第 15 号「平成 29 年度設楽町一般会計補正予算（第 9 号）」から日程第 31、議案第 23 号「平成 29 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 4 号）」までを一括して議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 15 号「平成 29 年度設楽町一般会計補正予算（第 9 号）」について説明します。今回の補正は、歳入歳出それぞれ 294,054 千円を減額し、予算総額を 6,209,954 千円とするものであります。それでは、第 2 条の繰越明許費については 5 ページの第 2 表をお開きください。事業名の欄に記載する 11 件の事業は、それぞれ年度内に事業を完了できないと見込まれるものでありまして、総額 137,927 千円であります。本議会の議決を経て、平成 30 年度に繰り越して執行させていただくもので、それぞれ具体的に説明しますと、旧名倉中学校講堂解体工事は、工事に伴い断線させていたグラウンド夜間照明灯の電気復旧工事の追加に伴う電送資材の納入が間に合わないため、旧矢崎部品社宅浄化槽設置事業は、工場の解体作業中に有害物質の鉛が発見され、工場敷地内の掘削作業が中断したことに伴い、同敷地での浄化槽設置工事が一時的に施工不能となったものであります。地籍調査事業は、前年度と同様に国の第一次補正予算を踏まえ、平成 30 年度の実施予定事業を 29 年度補正予算に計上し、翌年度に継続して実施するものであります。新斎苑建設事業は、用地買収、登記事務の年度内完了が困難なため、翌年度へ繰り越すものです。広見橋等の橋梁修繕事業は、路線バス運行に影響を与えないよう補修工法を調整した結果、標準工期より多くの日数を要することによる工期の延長で、積算監督業務委託もあわせて次年度へ繰り越すものであります。町道の田口神田線、高橋坂宇場線及び折元線の改良事業については、降雪・

凍結等の厳しい気象条件により冬季施工のコンクリートまたは舗装の品質管理に期間を要し、また町道大平久柄線については、工作物撤去にかかる地元調整により、拡幅道路内の倉庫の撤去後の施工となることから年度内完了が困難となったものであります。町道笹平奴田小松線の改良工事は、地質調査の結果、地山の軟弱な範囲が確認され路床修正を施す必要が生じたためであります。

それでは歳出から説明しますので、説明書の22ページ、23ページをお開きください。今回の補正予算は、事業費の確定、入札残などを含め実績見込みによる構成減がほとんどでありますので、詳細な説明は省略し、増額補正及び特徴的な補正について説明させていただきます。1款議会費は、1名の議員辞職に伴う報酬手当にかかる人件費が主なものであります。2款総務費1項1目一般管理費は、副町長不在等による人件費の減のほか、8節報償費は法政執務研修を実施したものの講師謝礼が不要となり、19節の自治大研修負担金は受講しなかったことによるそれぞれ改減であります。24ページ2項財産管理費の15節工事請負費の補正額は、旧名倉中学校講堂解体工事に伴い、仮配線をしていたキュービクル全線及び器具の復旧工事のため、また矢崎部品田口旧社宅浄化槽等設置工事は、宅内電気設備舗装及び宅内修繕等を追加するため、それぞれ所要額を増額し、いずれも次年度へ繰り越すものであります。3目電子計算費から5目企画費まではいずれも額の確定及び申請件数の確定状況に基づく減額であります。6目移住定住推進費は、本年度の地域おこし協力隊員の任用減に基づき、所要額を減額するものであります。8節報償費、12節広告料及び13節登記事務委託料は、不要であったため改減し、13節の後継者対策にかかる2件の委託料は、国の過疎地域活性化推進事業で採択を得られなかったため、事業不執行により減額するものであります。26ページ8目ダム対策費の19節設楽ダム対策協議会交付金は、役員会及び委員会の開催回数の半減により減額し、生活再建資金交付金は対象者がなかったための改減であります。28ページ9目地籍調査費は、繰越明許費で説明しましたように、平成30年度事業を繰り上げて所要額を追加補正したものであります。10目情報通信基盤整備費は、北設広域事務組合情報ネットワーク負担金の確定に伴うものであります。11目津具総合支所費は、本年度の厳しい気象条件により、燃料費及び電気料に不足が生じたため、増額補正するものであります。2項徴税費1目徴税総務費は、ふるさと納税額の増額に伴う返礼品の増額及びPRパンフレットを職員が作成したことによる印刷製本費の減額であります。30ページ3項戸籍住民基本台帳費は、中途退職した職員にかかる計上、人件費の減額が主なもので、13節委託料は、機器更新に伴い不要となり改減です。4項選挙費の2目設楽町長選挙費、4目設楽町議会議員補欠選挙費及び5目衆議院議員総選挙費は、いずれも事業費確定に伴う減額です。36ページ7項交通対策費2目公共交通費は、企画ダム対策課にかかる郡公共交通活性化協議会負担金は、津具線運行委託費の不足による増額及び豊鉄バス回数券補助の実施にかかるチラシ作成に要する費用の増額であります。町民課の福祉移送サービス事業委託料は、利用者の大幅減

に伴う所要額の減額で、生活課のバス特別会計繰出金は、財源調整によるものであります。38 ページ 3 款 民生費 1 項 社会福祉費 1 目 社会福祉総務費は、再任用職員の退職に伴う人件費及び福祉医療費の実績見込みによる減額であります。なお、社会福祉協議会補助金及び 3 目 老人福祉費のしたら居宅介護支援事業所運営費補助金については、社会福祉協議会職員の 1 名が途中退職したことによる補助金の減であります。3 目 老人福祉費の訪問介護サービス運営費補助金は、訪問件数の減及び車両経費の増額に伴う補助金額の増で、その他 2 件は事業完了に伴う額の確定による減額です。4 目 やすらぎの里費は、入所者の大幅減に基づく指定管理料の減額です。5 目 地域活動支援センター費は、通所人数の減に伴う賃金の減額です。6 目 国民健康保険費から 40 ページの 8 目 後期高齢者医療保険費までは、それぞれ特別会計の執行状況、充当財源、法定繰入制度に基づく所要額の補正であります。国保及び後期高齢者の保険基盤安定分及び国保の財政安定化支援事業は、県から示された額の確定による補正で 7 目の介護保険の低所得者保険料軽減事業費の大幅な減は、所得税増税の見送りによるものであります。2 項 児童福祉費 1 目 児童福祉総務費は、被用者にかかる児童手当の減額です。2 目 保育園費は、育児休業中の職員にかかる人件費補正と民間保育所にかかる整備費及び運営費の補助金は、それぞれ額の確定によるものであります。42 ページ 4 款 衛生費 1 項 保健衛生費 1 目 保健衛生総務費及び 2 目 予防費は、実績に基づいた所要額の減額です。3 目 つぐ診療所費は、特別会計による歳入歳出補正額の調整額で、不足する額を繰出金として増額しています。5 目 斎苑費は、事業量の確定によるもので、新斎苑建設発注支援委託料は、業者選定業務を本年度の委託料から外して契約したことに伴う減額であります。6 目 簡易水道費は、特別会計の執行状況による歳入歳出補正額の調整及び 8 款 道路改築費の繰出金補正にかかる枠を積算した繰出金として減額するものであります。44 ページ 2 項 清掃費 1 目 清掃総務費は、合併浄化槽設置費補助金件数が当初の 23 基から 9 基に減って確定したことによるものであります。5 款 農林水産業費 1 項 農業費 3 目 農業振興費及び 4 目 農地費は、いずれも事業費の確定による所要額の減額です。農地費の 17 節 公有財産購入費及び 22 節 物件等移転補償費は、農道スタベ線に関する減額補正であります。46 ページ 5 目 農業集落排水費は、特別会計の執行状況に基づく歳入歳出補正額の調整額を繰出金として減額するものです。2 項 林業費 2 目 林業振興費の 8 節 有害鳥獣捕獲奨励金は、いのしし及びニホンジカの本年度実績見込み 1250 頭あまりという数値が突出しましたので、それぞれ有害鳥獣捕獲実績の見込みに基づき、大幅に増額するものであります。12 節の蟹江町交流記念品製作手数料は、適切な材料調達の遅延により本年度の政策を見送り、平成 30 年度の蟹江町他世代交流センターのオープンに間に合うよう新年度予算に再度計上したことによるものであります。3 目 林道事業費の 15 節 工事請負費は、法面改良工事 4 件、舗装工事 1 件、計 5 件の事業が補助金不採択により未執行となったこと、及び補助事業費の減額に伴う事業料の減により、多額な減額補正をするものであります。48

ページ6款商工費1項商工費1目商工総務費は、執行額の確定によるものであります。4目観光施設管理費の花の山公園整備実行委員会謝礼は、未開催による減額。きららの森整備事業検討会議委員謝礼は、開催回数の半減による減額であります。7款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費は、業務量の確定に伴うものであります。3目道路改築費は、14節の土木積算システム使用料及び19節の単価配信業務負担金は、積算システム1台を生活課所管にしたための減であり、22節の物件等移転補償費は、町道3路線の移転補償にかかるもので、電柱移転の翌年度送り、及び額の精査等によって減を計上したものであります。28節繰出金は、町道田峯東区田内線の事業に伴う水道管布設工事費の減額に伴う簡易水道特別会計への繰出金の減額です。50ページ3項河川土木費1目河川総務費は、急傾斜地崩壊対策事業費の減額に伴う町負担金の減です。4項住宅費1目住宅費の11節修繕費は、本年の厳しい寒波による凍結防止対策に要する費用を増額補正するものであります。12節役務費から15節工事請負費までは、それぞれ杉平南住宅造成工事に関するもので、いずれも事業費の確定によるものです。52ページ5項公共下水道費は、特別会計の執行状況に基づく歳入歳出補正額の調整額にかかる額を補正したものであります。8款消防費1項消防費1目常備消防費19節の新城市消防本部広域消防事務負担金は、本年度負担額に前年度精算額の減額分を積算して額を確定したことによる減額であります。54ページ9款教育費1項教育総務費2目事務局費は、共済組合負担金の減額で、2項小学校費1目小学校管理費は、介護休暇中の職員給料の減額です。3項は財源構成であります。

続きまして、歳入について説明します。4ページ、5ページをお願いします。1款町税1項町民税の1目個人は、退職所得の増額によるもので、2目の法人及び2項固定資産税は課税調停額の実績見込額に基づきそれぞれ増額を見込んでいますが、4項町たばこ税はたばこ離れによる収入減により減額補正です。3款利子割交付金から9款地方特例交付金までは、県からの定時数値及び収納状況を踏まえて算出し、それぞれ所要額を補正するものです。8ページ12款分担金及び負担金1項1目農林水産業費分担金は、事業費の縮小に伴う減額で、2項2目民生費負担金は、各保育園入所児童の数及び年齢状況に基づき、保育園ごとに補正するものであります。10ページ14款国庫支出金及び12ページの15款県支出金までは、いずれも歳出補正額に基づきそれぞれ説明欄に記載する所定の負担率、補助率等に乗じて算出したことによる補正であります。特徴的なものは、13ページ1目総務費県負担金のダム対策費負担金及び15ページ4目農林水産業費県補助金の5節林道事業費補助金は、歳出で説明しましたように、ダム関連事業料の確定または林道の改良舗装工事にかかる精算、補助事業不採択に伴うもので、いずれも多額の減額であります。15ページ1目総務費県補助金の国土調査事業等補助金は、繰越明許費として今回追加補正した事業費の4分の3を計上したものであります。16款財産収入2項1目不動産売払収入は、分譲地の売り払いがなかったための減額です。17款寄附金1項1目一般寄附金は、個人または団体による2

件の寄附金であります。18 ページ 18 款繰入金 2 項 4 目財政調整基金繰入金は、歳入歳出補正額の調整額であります。20 款諸収入 4 項雑入 1 目助成金収入 1 節豊川水源基金助成金は、対象事業にかかる確定事業費に対し、全額または 5 分の 4 の助成率を乗じ、それぞれ補正するものであります。2 節の市町村振興協会交付金は、交付金額の確定による減額です。4 項雑入 2 節財産管理費収入の庁用車損害共済金等は、1 号車全損事故による車両賠償金で、建物公共補償費は、12 月補正で計上しました田峯公衆トイレ及び木造建物の公共補償額の確定による増額補正であります。4 節企画費収入の E V 用急速充電器設備支援金は、実績見込みによる減額であります。21 ページ 13 節予防費収入は、各種検診受診者の減に伴うものであります。

続きまして、議案第 16 号「平成 29 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）」について説明します。今回の補正は、歳入歳出それぞれ 21,891 千円を減額し、予算総額を 668,645 千円とするものであります。歳出から説明しますので、国保の補正予算説明書 12 ページ、13 ページをお願いします。2 款保険給付費 1 項療養諸費は、国県支出金、繰入金等の特定財源と一般財源の財源構成であります。2 項高額療養費 1 目一般被保険者高額療養費は、支給実績見込み額に基づき増額し、2 目退職被保険者分は財源更正です。14 ページ 4 項出産育児諸費 1 目出産育児一時金は、当初の 3 名に対し 1 名の実績見込みのため 2 名分を減額する補正です。3 款後期高齢者支援金等、6 款介護保険納付金及び 7 款共同事業費拠出金は、それぞれ負担金額の確定に伴うものであります。16 ページ 8 款の保健施設費 1 項特定健康診査等事業費は、国県支出金と一般財源の財源更正です。2 項 1 目疾病予防費は、60 歳以下の節目にあたる被保険者の受診者数の減、及び特定検診等受診補助の額が確定したことによるものであります。

歳入について、4 ページに戻っていただきたいと思えます。1 款国民健康保険料は賦課調定額に基づきそれぞれ所要額を補正しています。4 款国庫支出金から 8 ページの 8 款共同事業交付金までは、歳出の療養諸費の実績見込み及び各種納付金の確定額に基づき、それぞれの負担率、交付率に乗じて算出した負担金、交付金の額の確定または見込みにより、それぞれ補正するものです。9 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金は、1 節及び 4 節はそれぞれ制度上で示された一般会計繰出金額の確定に伴う減額で、3 節出産育児一時金繰入金は、特別会計の当該歳出額の 3 分の 2 を一般会計から繰り入れる制度に基づき 2 名減による減額補正です。

続きまして、議案第 17 号「平成 29 年度設楽町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」について説明します。今回の補正は、歳入歳出それぞれ 67,519 千円を減額し、予算総額 920,748 千円とするものであります。それでは、歳出であります。説明書の 10 ページ、11 ページをお願いします。1 款総務費 1 項 1 目一般管理費は、育児休暇職員の休暇延長にかかる人件費の減額であります。19 節北設広域事務組合民生費負担金は、本年度分の額の確定及び介護保険統合に伴う負担

金の精算によるものであります。2項徴収費1目賦課徴収費のシステム改修委託は、一般会計で対応したための減額であります。2款地域支援事業費1項2目包括的支援事業及び任意事業費は、業務委託している社会福祉協議会職員の1名の退職による人件費分の減額であります。12ページ3目介護予防・日常生活支援総合事業費は、6月補正で介護サービス給付費から総合事業費へ組み替えたものの、今までの実績額において大きな乖離が生じていることから、その実績見込みに基づきまして、今回、大幅な減額補正をするものであります。3款保健給付費1項介護サービス等諸費は、いずれも実績見込みの算定に基づく減額補正であります。1目介護サービス費は、前の2款で説明しましたように、組み替えすぎたことに伴う不足額を増額補正するものであります。14ページ2項高額介護サービス費は、実績見込みにおいて不足が生じていますので、所要額を増額補正するものであります。4ページに戻っていただいて、歳入について説明します。1款介護保険料は、賦課調定額に基づくものであります。4款国庫支出金から6ページの6款県支出金までは、歳出の介護サービス費及び介護予防・日常生活支援総合事業費の補正額に基づき、それぞれ所定の負担率または交付率を乗じた額の補正であります。7款繰入金1項1目一般会計繰入金は、一般管理費及び賦課徴収費分は、歳出の補正額と同一額を、日常生活支援総合事業及び介護給付費は、歳出の実績見込額に対する法定分繰入相当額にかかる補正であります。また低所得者保険料軽減事業費は、一般会計における国庫補助金の減額に伴う大幅な減額であります。

続きまして、議案第18号「平成29年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)」について説明します。今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,087千円を減額し、予算総額を208,807千円とするものであります。補正予算に関する説明書6ページ、7ページをお願いします。1款総務費1項1目一般管理費は、一般事務費の一般会計繰入金の減額にかかる財源更正であります。2款後期高齢者医療広域連合納付金は、負担金額の確定及び実績見込みによる所要額の減額であります。3款諸支出金1目保険料還付金は、還付実績見込みに基づく減額であります。4ページに戻っていただいて、歳入について説明します。1款後期高齢者医療保険料は、賦課調定額に基づくものであります。3款繰入金1項1目一般会計繰入金は、額の確定及び一般事務費にかかる実績見込みに基づく減額補正であります。5款諸収入1目保険料還付金は、還付実績見込みに基づくものであります。

続いて、議案第19号「平成29年度設楽町簡易水道特別会計補正予算(第4号)」について説明します。今回の補正は、歳入歳出それぞれ61,243千円を減額し、予算総額を451,352千円とするものであります。それでは説明書の8ページ、9ページをお願いします。1款総務費1項1目総務管理費の1節報酬は、2回予定してました簡易水道事業審議会が、1回のみ開催であったための減額です。13節水質検査委託料は、予備で計上してました全項目水質検査分の未執行による減

額で、12節から18節までは、いずれも執行額の確定見込みによる減額であります。25節一般積立金は、添沢小松の配水管閉栓工事の追加に伴う一般補償額が増えたことにより、簡易水道事業運営基金へ積み立てる増額補正であります。2款事業費1項1目施設管理費の13節の委託料は、津具箱淵の取水場施設の取水方法を再検討するため改減する補正であります。15節工事請負費は、国道420号道路改良工事の延期に伴う配水管等布設工事の減額であります。10ページ2項2目施設整備の13節委託料、15節工事請負費は、それぞれ道路工事の進捗に伴い施工延長距離を減らしたことによる減額であります。歳入について説明します。4ページをお願いします。2款使用料及び手数料1項1目使用料は、減収見込みによる減額であります。3款国庫支出金1項1目国庫補助金は、簡易水道等施設整備費国庫補助金を、生活基盤施設耐震化等補助金に全額振り替えたことにより40,408千円全額を全額を減額したものの、布設替えの更新工事は補助率に圧縮が措置され、額の確定に伴い補正するものであります。4款県支出金は内示額の確定に伴う減額です。5款繰入金1項1目一般会計繰入金は、工事費の大幅な減額に伴い歳出補正額と歳入補正額の一般財源にかかる費用額を調整したものであります。6ページ7款諸収入1項1目雑入は、国道257号の森田橋の水道管移設にかかる補償額8,907千円の減額とダム建設に伴う水没する水道管等の一般補償額3,560千円の増額分を相殺し、減額補正するものであります。

続いて、議案第20号「平成29年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第4号）」について説明します。今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,933千円を減額し、予算総額を195,141千円とするものであります。第2条繰越明許費は、3ページの第2表における処理場造成事業にかかるもので、造成工事に流用する他の工事現場発生度が予定どおり確保できなかったため、工期を調整し、30年度に繰り越して執行する必要性が生じたためであります。それでは歳出から説明しますので、6ページ、7ページをお願いします。1款総務費1項1目総務管理費の報酬は、2回予定しました下水道等事業審議会が1回のみ開催であったための減額です。2款事業費1項1目施設建設費の13節管渠地質調査委託料及び22節の処理場造成地にかかる物件等移転補償費は、額の確定に伴うものであります。13節変更事業計画策定委託料は、職員が自前で策定したことによる改減であります。それでは歳入ですが、4ページをお願いします。2款繰入金1項1目一般会計繰入金は、歳出補正のかかる全額を一般会計繰入金で充当していたことから同額を減額補正するものであります。

議案第21号「平成29年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）」について説明します。今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,798千円を減額し、予算総額を131,790千円とするものであります。説明書の6ページ7ページをお開きください。1款総務費1項1目総務管理費は、11節光熱水費は処理場及びマンホールポンプ場の電気代の減、12節浄化槽清掃手数料は、汚泥水分量の調整により搬出量の減額によるものであります。13節委託料の産業廃棄物処理委託料は、

処理施設管理業務に含めたことに伴い改減し、監視システム保守点検業務委託は、名倉のマンホールバックアップ電源の交換が不要になったためのものであります。続いて歳入について4ページをお開きください。1款分担金及び負担金1項1目分担金は、津具地区1戸、名倉地区2戸の計3戸が新規加入したことによる増額であります。5款繰入金1項1目一般会計繰入金は、歳出補正額と分担金及び繰越金の増額補正額を調整した額で減額補正であります。

続いて、議案第22号「平成29年度設楽町町営バス特別会計補正予算(第1号)」について説明します。今回の補正は、歳入歳出それぞれ800千円を減額し、予算総額を35,337千円とするものであります。説明書の6ページ、7ページをお願いします。1款総務費1項2目町営バス路線運行費の11節修繕費は、近年、宇連長江線バスを除く各路線の車両を更新したことにより、修繕費の減であります。4ページの歳入について説明します。3款国庫支出金1項1目国庫補助金は、4バス路線にかかる国庫補助金の額の確定に基づき、減額するものです。5款繰入金1項1目一般会計繰入金は、歳出補正額と国庫補助金の補正額を調整した額で減額であります。

議案第23号「平成29年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算(第4号)」について説明します。今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,697千円を減額し、予算総額を92,081千円とするものであります。説明書6ページ、7ページをお願いします。1款総務費1項1目一般管理費の7節看護師賃金、11節医療機器修繕費及び12節医療機器点検手数料は、執行がありませんでしたので改減するものです。14節医療用コンピューターリース料は、5月でリース期間が終了したため減額したものであります。2款医業費の11節医薬材料費は、外来診療収入の減に伴う実績見込みによる所要額の減額補正であります。歳入について4ページをお願いします。1款診療収入1項外来診療収入につきましては、それぞれの収入ごとの実績額に基づき年間収入見込額を算出し、減額したものであります。最後、3款繰入金1項一般会計繰入金は、歳出補正額と診療収入補正額を調整した額で1,969千円の増額補正であります。以上であります。

議長 提案理由の説明が終わりました。ここで休憩をとりたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。議案第15号が提案理由の説明が終わりました。質疑、討論、採決は1件ごとに行います。議案第15号の質疑を行います。質疑はありますか。

5 金田 歳出2款総務費の1項1目一般管理費のところをお願いします。ページは23ページです。担当課は財政課で委託料のところの固定資産台帳データ更新業務等

委託の項目が載っていますが、10万円の減ということで、余分なお金がかからなかったということは結構なことだと思いますが、固定資産台帳のデータ更新ほどのくらいの進捗状況でしょうか。それから、固定資産台帳が公開されなければ、議員としての仕事である資産の適正な管理が行われているかどうかの審査ができないものですから、どのような時期に公表され、どのような方法で見せていただけるのか教えていただきたいと思います。

財政課長 固定資産台帳のデータの関係は、もう入力はすべて済んでおります。で、この3月中には、公会計の関係の財務4表のほうをなんとかできあがるような運びで進んでおります。当初は12月ぐらいに28決算でお示しする予定でしたが、このシステムでその公会計のほう管理するようになっておりまして、そちらのちょっと進捗が少し遅れた関係で、この3月に28決算と。あともうひとつ遅れた理由がですね、連結決算しなくてはいけない部分がありまして、北設広域事務組合だとか、あと後期高齢者の広域連合とか、あと東三河広域連合だとか、そういった団体のほうと連結の決算をしなくてはいけないということがありまして、そういった絡みがあって、ちょっと遅れてしまったわけですが、なんとか3月終わりまでには財務4表のほうができあがる運びで進めております。

5 金田 固定資産台帳を開示していただくのは、どのような手続きであればいいですか。

財政課長 まだどういった形でということは決めてはおりませんが、当然、議会議員の方々は議会活動の資料として閲覧することは十分に可能だと思います。で、住民のほうにはどういうふうな形で公表するかということは、まだ検討中であります。

議長 ほかにありませんか。

10 田中 3点ほど伺います。1つは、39ページでありますけれども、やすらぎの里指定管理料が16,378千円の減額になっております。これのですね、入所者の減少だということではありますが、定員に対して何名今不足しているというか、欠けておるのかということをお尋ねします。

次に43ページであります。民間保育所の運営費ですね、で、整備補助金のほうはたぶん事業費の確定でこういうふうになっているかと思うのですが、そういう理解でよろしいかということと、もう1点ですね、民間保育所運営費補助金でありますけれども、これはどういった部分が削減をされておるのかという点をお尋ねします。

それから、3点目は47ページのですね、有害鳥獣捕獲奨励金の関係です。まず当初予算がですね、1千万円だったのですが、さらに今度の補正で12,712千円を補正を組むわけでありまして、倍以上に予算が増えております。増えることになりました。で、これの理由としましては、捕獲頭数が増えたということではありますが、ただ単純にそれだけの理由なのか。もう少し掘り下げたような理由で増えたということは、あるのかどうかという点をお聞きします。それか

ら、捕獲奨励金の2点目でありますけれども、この捕獲奨励金は、4半期に分けて、それぞれ1期、2期、3期、4期とありまして、1期ごとに申請しては交付をしていくというふうな仕組みになっているかと思うのです。それで、その1期、2期、3期、4期というのは、ちょうど議会の定例会議の3か月前の期間が3回、1月から3月、4月から6月、6月から9月、9月から12月と、こういうふうに分かれておるんですが、どの時点で予算不足がはっきりしてきたのかという点をお尋ねします。さらにですね、3点目として、こういう今回の補正予算は、非常に緊急的な措置が盛り込まれて、当日の質疑・討論で即決をされるわけですが、なるだけ補正予算もですね、慎重審査するためには、委員会付託が望ましいと、私は思っております。であります、今回そういうような緊急的なですね、予算補正をやらざるを得なかったと。その原因についてなんですけれども、特にこの有害鳥獣捕獲奨励金の問題があって、そのような措置をとるということをお聞きしましたけれども、その原因についてどんなふうに考えているのかをお尋ねします。そして今回のことをですね、避けるためにはどんな改善策を考えてみるのかということをお尋ねいたします。以上です。

町民課長 まず、やすらぎの里指定管理料についてお答えします。50名定員に対しまして、29年度内の入所人数、最小38、最大43人でありました。

次に、民間保育所運営費補助金についてです。この減額につきましては、ほぼ超過勤務手当の減によるものです。当初、研修費等の費用、それと延長保育を行うための手当等を見込んでおり、その申請もございましたが、その実績が減少したということで、それに見合う補助金を減額いたしましたので、今回予算も減額するものであります。

産業課長 有害鳥獣の関係でお答えいたします。まず、当初予算1千万円に対して倍以上の補正という点でございます。当初予算でですね、見込みが甘かったという点も若干ありますけれども、過去の捕獲頭数の推移を見ていきますと、特にいのししあたりはですね、増える場合もあればまた減る場合もある。ということがありまして、ただ今回の特に影響が大きいのはニホンジカです。これは一律現段階では頭数が増加をしております。ただ一概にそれをそのまま増加というふうにとっていかどうかというあたりもありまして、当初予算では、予定数で積算した金額よりも若干、予算規模の問題もありまして、低く設定をいたしました。という状況なんですけれども、実際はですね、ここ3年間、26年度はシカがですね、258。で27が440。28の決算では765というような数字が出ております。で、29の当初はですね、捕獲の、北設楽郡の計画に基づいて600で積算しておったんですけれども、それを若干少なめの金額で予算としては確保しておりました。で、実際にですね、本年度の入ってから、先ほど田中議員おっしゃるとおり3か月ごと申請をいただいておりますけれども、シカに関していきますと、4、5、6の第1期分が192。それから7、8、9が121。このように推移してきてまして、で、10、11、12ですね、が333と急激に増加いたしました。で、今回ですね、1、

2、3分もそのピークの300程度見込んで補正をさせていただいております。で、金額的にはこういう非常に大きな数字になりました。で、どの時点で不足が判明したかという話であります。10、11、12先ほど333頭と言いましたけれども、この申請が1月に入って、正月明けに出てまいります。そこで集計したところ、予算がないということになりました。その前段階で、第1期で190、それから第2期で120、第3期にきてほぼ倍というような急激な捕獲頭数の増加というのもありまして、で、そういう状況になりました。で、本来ですね、その12月までの支払い分がですね、12月までに捕獲された支払い分が1月の集計の時点でもう予算的に全額払えないという状況に陥りまして、今現在、本来でしたら1月集計でお支払いする分がお待ちいただいているという状況になっております。で、今回ですね、そのへんも踏まえて、なるべく早くお支払いをさせていただきたいということもありまして、議決をお願いしております。

最後に、改善という話ですけれども、なかなか推計ですとか、捕獲量を把握するのが難しいというところもありますので、状況を見ながらまたお願いしていくのかなというふうに思っております。なるべく過去の状況をですね、精査しながら計上していきたいと思っております。以上です。

10 田中 まず、やすらぎの里につきましてはわかりました。

それから民間保育所の運営費の補助金ですが、超過勤務をした場合には超過勤務手当として、きちんと払われる補助金が出ると出ますね。で、その計算は間違いないというふうに理解しますが、その点もう少し詳しく教えていただければありがたいです。

それから3点目ですが、有害鳥獣の捕獲奨励金ですが、まず産業課長だけじゃなくて、課長さんみなさんをお願いしておきたいのは、やはり議会の議決を要するものは、議会としてきちんと精査して、責任ある決定をしたいという大前提がありますので、それを安直に壊していただくようなことはぜひ避けていただきたいということです。補正予算がやっぱり委員会に審査されて、それで議決にまわるという時間を奪わないでほしいんです。それで、そのためには最大限ですね、執行部側も努力していただきたいと。で、たとえば私は有害鳥獣につきましては、たぶんシカがね増えて、いのししが総体的に減っておって、で、いのししは10千円の奨励金なんです、シカは20千円なもんですから、そこらへんもよく見ないといかんのかなというふうに思いますし、それから急に10月から12月は増えた。これはやっぱり猟期に入るもんですから、当然増えて、たぶんこのくらいがまた1月、2月、3月にまたくるといふふうに思われるのですが、改善策としては、今見当たらないけれども、次やったらもう認めませんよ。即決は。絶対に付託に持っていきますから。何をおいても。ということでね、解決策をちゃんと考えていただきたいと。私思うに、これね、いきもので天候も相手だもんですから、よく私自身もどうやったらいいかわかりませんが、猟友会のね、人たちのいろいろ情報も得ながらですね、これ把握していただくといいことだと思う

のですが、その点、課長さんよろしいですね。次はだめですよ。以上です。

町民課長 民間保育所の運営費補助金の件ですが、先ほど申しましたように、延長保育のために行った超過勤務に対して補助対象経費としておりました。今回その経費が実績として減少したために補助金を減額したものでございます。先ほど申しあげましたように、対象経費があるものについて、補助金の交付は行っていきますのでよろしくをお願いします。

産業課長 いのししがちょっと減り傾向、おっしゃるとおりです。シカは増加の一途という、今現在は本当にそういう状況でして、どうもですね、シカは寿命が20年弱くらいで、生まれて1年目くらいからもう出産が始まって、毎年1頭の雌が1頭ずつ。ということは17年間で1頭が17頭に増える。そんなようなことのようにですけども、で、非常にどンドンどンドン増加しているということもありまして、今ですね、今というか、これからですけども、猟友会と単価の、金額の話ですとか、またそのへんも猟友会と調整をとりながら進めていきたいと考えております。で、予算については、おっしゃるとおり早い時期に準備をしながら計上をしていきたいと思っております。

10 田中 予算計上につきまして、町長、副町長どんなふうにご考えているか。どちらかからお考えというか、認識をお聞かせいただきたい。

副町長 今の改善についてでよろしいですか。田中議員言われるとおり、3月で増額補正というのは、本来は、基本的にはないというような認識でありますが、それを防ぐにはやはり12月に補正の予算がありますので、やはり12月の補正をあげる段階で、当該年度だけの数値ではなかなか判断がしきれない部分もいろいろあると思いますので、過去の、数年の実績の状況とか、それからそれに当該年度の、4月からの情勢等も踏まえてですね、もう少し慎重にこれからは決算見込みをきちっとたててですね、しかるべき不足が生じるならば、できるかぎり12月に追加の補正を持っていきたいと思っております。

議長 ほかにありませんか。

5 金田 ただいまの田中議員の質問とだいぶかぶるところがあるんですが、私は私の視点で質問をさせていただきますのでお願いします。まず、民間保育所運営費補助金の減額なんですけれども、ヒアリングいきましたので、課長さんとか担当者の方に詳しく伺いましたので、補助金として実績報告すべきことに該当しないようなふうに使われていたので、このことが補助金としてお金を出してあげれないことになったということは理解いたしました。で、私たちも、市民活動というか町民活動でいろいろな補助金をいただいているわけですが、前年度まではOKだったことが、今年度から変わるってというようなことや、それから申請の仕方、実績報告の仕方について、まずい点があるってというような点については、早く教えていただかないと、みなさんみたいにプロパーじゃないので、みんな。たとえば保育所の方にしても、市民団体の人たちにしても、その実績報告とその申請書の整合性ということについての素人でありますので、早い段階で教えていただく。

申請の段階で教えていただくのが1番なんです、「補助金に該当しないよ」というようなことだとか、「この実績では、補助金の実績報告には匹敵しないから補助金が出なくなっちゃうよ」とか、そういったことをもっとももっと丁寧に教えていただきたいなというふうに思います。今回、補助金の実績報告に該当しないということについての意味はわかりましたが、その前段階でもっとステップ細かく町民のみなさんに支援するという、寄り添うということがなかったのは非常に残念だったので、この点については町民課に限らず、ほかの課でもいろいろあると思いますので、もう一度無駄な補助金とか、無駄な支出になるような補助金については、厳しく見直すのが、公会計やっていくうえでは必要だと思いますが、そこに移る段階での丁寧な支援ということについては、少し足りないんじゃないかというふうに、私は感じておりますので、この点について、今後どのようにされるかっていうことについて、御答弁をお願いいたします。

それからもう1点、2点目はですね、いろいろな説明を聞きまして、ヒアリングにもいきまして、国県補助金が不採択になった。予定して手をあげておったけど不採択になっちゃったので、減額補正をしたっていう項目がいくつもありました。で、それは不採択になっちゃったから、お金こないから仕方がないことで減額補正はもうしょうがないと思いますが、これについても、先ほど田中さんが言われたように、不採択って決まる時期ってもっと早いと思うので、その原因を究明して、どうしてこういうふうに遅くまでなっちゃうのかっていう原因を究明してほしいなっていうことが1点です。

それからもう1つ、細かくヒアリングしていったときに、全部の窓口には行けなかったんですが、1～2の課の窓口に行ってわかったことは、不採択のもの以外でも予定して申請していた人が辞退すると。「もうちょっとそれは無理だから辞退する」といったようなことも、すでにすごい早い段階でわかっていたんだけれども、「じゃあもっと早い段階で補正のところのあげるべきだったね」って言ったら、担当者の方も「そうでしたね」って、「これは遅すぎました」と。「これから気をつけます」っていうお返事でしたので気をつけると思うのですが、そもそもそのところに、仕分け、いろいろなお金の仕分けの段階で、まだ各担当の方が理解されてないところがあって、最終的に出せばいいっていうような古い時代のこと。あるいは現金主義のお金だけの出納みたいなことだけ、あとから報告すればいいみたいな、そういうような、もしかしたら、ことがおこっているのではないかと思いますので、せっかく今後公会計がどの項目にどのお金をつけるかっていうのも、ざっくり全体でつけるようじゃなくて、細かく、工事は工事っていうふうに、そのなかでも細かく分かれていくと思いますので、そのへんのことを、財政課はきっと十分承知していらっしゃるし、ヒアリングでもそのことはわかっているのですが、各課の課長さん方も、自分とこの予算がどのような仕分けにこれからなっていくのかっていうことを、よく部下の方に指導したり、一緒に研究していただきたいと思うのですが、この点について、総務課長なり、町長なり、

副町長なり御答弁をお願いします。

副町長 1点、先ほど具体的に事業不採択による不要額、それから歳入欠陥の部分の質問がありましたので、その点で説明させていただきたいと思っておりますけれども、林道等の事業については、当初予算に当然計上して、その計上したものでないと補助の採択にならないという大原則がありますので、当初予算に載せていってですね、それで第1次その補助協議ですね、その段階で認めていただけるものは、当然認めていただいて、それで事業に着手するわけですけど、そこで漏れた場合にですね、第2次協議というのがもう一度ありまして、それが10月ぐらいですね、あります。そうしますと、今、金田議員が言われたように、その段階で採択されないと、ほとんど復活の目はないという状況がありますので、言われるとおりのこの3月まで引っ張る理由は特にないと思っております。ただもう1点、そういう事態になりますと、その財源につけてあります県の補助金だけじゃなくてですね、起債もはってありますので、起債の調整にもかなり影響が生じてきますので、今回のこの林道の話の中では財政と話をしたなかで、非常にやはり苦勞する部分がありますので、担当課を含めてですね、最終的に採択される見込みがないという状況が秋時分に出れば、当然次回からは12月補正で財源調整を含めて、その不要額等の処理は載せていくということで、建設課等とも話をしています。全般的にそういう絡みもあると思っておりますけれども、ただすべての不要額をその都度その都度の補正でやっていくというのは、原則的には確かに正しいというふうな認識は持ちますけれども、なかなか実務的に難しい面もありますので、ただ大きな予算を伴うもので、実際にやろうと思ったけど、今年度は実際にもうできないというような事業があればですね、先ほどの補助金の採択、不採択の問題と同様にですね、できるかぎり早い時期の補正予算の中でそれを計上していきたいと思っております。

議長 ほかにありませんか。

6 高森 すみません。2款総務費のページ25ページですが、そこの工事請負費のところ、旧名倉中学校講堂解体工事の予算2,160千円あがってますが、この費用はもう上物全部撤去して、あと基礎が残ってるんですが、その基礎を平にして砂利を引いて更地にする。そのへんの費用まで含まれているんでしょうか。というのは、新年度には10,160千円の繰越明許が入ってますので、これだけでは済まないと思うのですが、この工事費でどのへんまで工事されるんですか。お願いします。

総務課長 名倉中学校の解体は、言われたようにだいたいの部分は終わってます。で、地下にですね、電線が入っておって、その部分が当初の部分で見込みができなかったものですから、今度ですね、補正予算をいただいて、電線をですね表に出して、名倉のですね、中学校のグラウンドにある照明灯に電気を配線をしていきたいということで、今度の補正予算を載せていただきました。で、事業につきましては、解体の工事もあわせまして、全部の一括の請負ということで、繰越予算

にさせていただきます。以上です。

議長 ほかにありませんか。

9 山口 歳出全体をみての話ですけど、減額されました内容の説明に、繰越明許費は除いてですね、未執行・未開催・利用減・対象者なし等々の説明がついたわけがありますけど、昔でしたら「よう努力してこんだけ減ったね」と、職員の職員の努力をたたえます。等々の意見が出たわけでありますけれども、なんか今回の補正につきましては、なんか町行政の実施における先細り感とか、活力不足、また町民に対するPR不足等々のいろいろな要因が絡んだ未執行・未開催・利用減・対象者なし等々の感を、私は受け取ってしまったんですけど、全体ですけど、それについて、町長、財政的な面じゃなくて実施の面での所管をお願いしたいと思います。

町長 今回の補正の理由の中に、今おっしゃられた未執行だとか、当初計画に基づいて予算執行がされていないというようなところでの原因、またその姿勢についての御質問だというふうに思いますが、当初計画というか、当初予算編成するときにはもちろんこれを実施するために必要としてお認めをいただくなかで予算を計上させていただいておるわけであります。しかしながら、結果として、こういった状況があるということは、特別な事情、たとえば天候が予定どおり執行ができなかったがために、そういったようなことが原因して、実際にはできなかったこと等々、それがあるとするならば、それはまたそういった日程の調整ですとか、そういう機会をつくりあげるなかで執行していくというような配慮も必要かなというふうに思いますが、そういうことだけにとらわれずにですね、全体的に計画どおりに執行してないことについては、なんのための当初予算の計画であった。その結果として予算が反映されてないということにつながることであるとするならば、やはり事業未執行におけるそのことについて、ついてくる町の活力を失う原因にもなる、またそのことを起こすそんな業務の遂行をしておるのかとか、いろいろ批判をもらわなければならないような部分がある。そういうことがあってはならないというようなことで、当初計画したものについては、きちっとやり遂げていく。また成果を出したことで、この予算を活かす。その活かすことについて、町全体へのいい方向への形ができあがる。そういったものへの努力をすることが基本だというふうに思っております。諸事業のなかでどうしても計画どおりできなかったという部分があるならば、これは反省点にたつて、そのやり方等、また計画の仕方も考えなければいけませんけれども、ただ指摘されるように、怠慢が仮にあるとしたら、それは排除しなければいけません。反省のもとにたつて、そういうことのない計画づくりをきちっと起こし、確実な執行を進めることが基本であるというふうに思っております。そうしたことが、ひいてはこの町へのいい意味での活力につながっていく。そういったことの、結果として残すために必要な予算でありますので、そういったことも広い意味でとらえて、計画どおり初期の目的が達成できるように進めることは原則なことでありまして、今後もそのよ

うに向けて対応していく必要があるというふうに思っております。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

10田中 討論します。先ほど、副町長はですね、大きな変動がある予算補正については、12月までにやりたいというようなことを御答弁いただきましたけども、私は12月でも結構だと思うんです。ただ、その今まで議会として積み上げてきたですね、こういう議案については、委員会に付託して慎重審査をする。その積み上げてきたルールだけは壊さないでくれという、最低のですね、お願いというか、要請なわけでありまして。そういうことを申し上げまして、私、補正予算に賛成をいたしますのでよろしくお願いいたします。

議長 ほかに討論はありませんか。

(なし)

議長 これで討論を終わります。議案第15号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第15号は原案のとおり可決されました。

議長 議案第16号「平成29年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第16号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第16号は原案のとおり可決されました。

議長 議案第17号「平成29年度設楽町介護保険特別会計補正予算（第3号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 13 ページでありますけれども、介護予防・日常生活支援総合事業費ということで、総合事業が当初ですね、119,787千円が111,921千円減額になっているのですが、この大幅に減額になっておる理由はこういったことだったでしょう

か。聞き漏らしたかもしれませんが、もう一回答弁をお願いします。

町民課長 まず予算の執行見込みをたてるにあたりまして、見込みを過大にいたしました。といいますのは、29年度から初めて始まりますこの介護予防・日常生活支援総合事業につきまして、新規事業でございましたので、対象者等がすべてそちらに移るといような見込みから行いました。で、しかしながら従前のサービスも利用できる。また対象者の方がそのサービスを、介護予防側のサービスを使われないといようなこともございまして、こちらは減額になります。その下の介護サービス給付費のほうは、従前のものはそのまま利用がされておりますので、こちらを増額するようものとなりました。したがって、ここで言いますが、1項2項のそれぞれの配分を予算を見積もる際に、少し見誤った結果、このような補正となっております。

議長 ほかにありませんか。

5 金田 また全く同じところの項目ですが、見積もりをちょっと誤ったってということで、給付費のほうへ振替がいくということなんですけれども、今後、介護予防・日常生活支援総合事業というのは、すごく地域包括ケアのなかで重要視されているように思うのですが、ここでの見積もりの誤りってというのは、時期が早かっただけなのか。今後もこの今回の見積もりは間違っていたといような分析なのか。ちょっともう少し詳しく教えてください。

町民課長 見積もりの仕方がすべてが移行するといような見積もりをしたところかですね、従前のものをそのまま利用される方があるといような移行していく部分があるのを、少しずつ増えていくといものを、全部が移るといような見積もりをしたために、このような結果となりました。

5 金田 じゃあ確認ですが、今後は少しずつ増えていくだろうという予想で、この介護予防・日常生活支援総合事業等のことは計算し、予算していくわけですね。

町民課長 そのとおりです。この予算を入れる段階では新規事業でございましたので、過去の実績がございません。したがって、見込まれる最大値を見込んだような結果、このようなことになりましたので、今後は過去の実績を見つつ、その推移を見つつになります。来年度、介護保険事業の予算を町でもっておりませんので、それは東三河広域連合で適正に見積もられると思っております。

議長 ほかにありませんか。

6 高森 すみません。8、9ページの繰入金、7款繰入金のほうちょっとお願いできますか。ここで低所得者保険料軽減事業の減額が800万、900万かわからないがあるのですが、事業の見積もりが甘かったのか、それともまったくそういう関連した事業がなかったのかということと、それからこの900と800の差はなんでしょう。以上です。

町民課長 この事業につきましてはですね、消費税が当初の予定ですと29年度に上がる予定でしたものが先送りされました。で、先送りされましたが、介護保険事業計画は、29年度の保険料を低減するといような計画となっております、

その計画上の数字を計上したために、その消費税増税分のものが減額となっております。

それと900と800の違いというのは、8ページの900と9ページの800の違いでしょうか。これは、8ページのほうは、6、7ページからの計でございますので、そのような数字となります。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第17号を採決します。

採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第17号は原案のとおり可決されました。

議長 議案第18号「平成29年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第18号を採決します。

採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第18号は原案のとおり可決されました。

議長 議案第19号「平成29年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第4号）」の質疑を行います。質疑はありますか。

5 金田 先ほど説明のときに、歳入の使用料及び手数料のところの減額見込みのところですか。そこところがちょっと間違っていたというか、使用料が減額になったって、そういう説明だったのでよろしいでしょうか。そういうふうに理解しますと、どれくらいの世帯なり、人数なりの方が使用料をもうお払いにならなくなったのか。今後の見通しはどうかを教えてください。

生活課長 簡易水道特別会計の使用料につきましては、当初予算で計上していたものが、100%徴収できるものとして計上していたものが、まだ年度末日までいって

ませんが、滞納している方もなかには出ておりました、そういったものを徴収できないものが見込まれたのがありまして、この数字の減額となっております。

5 金田 それじゃあ、4,300千円は滞納のお金なんですね。で、もう使わなくなったから利用料が入らなくなったというお金はないんですね。

生活課長 当初の見込みが、前年度の計上が、毎年の数字をもとに計上しておったものですが、多少今年度の実績が人口減少もありますけれども、水道の使用料が多少下がっておりますので、先ほどの滞納分も多少は中には含まれていくんですが、この4,300千円の根拠としては、すみません、前年度28年度、27年度の実績、29年度の予算をあげていったと思うのですが、27年度の実績に比べて29年度は少し使用料が減っているので、その経過で減額しているということです。

5 金田 減額になっているから、そのことはわかるんですけど、その内訳、滞納がどれだけあって、利用取れなくなっちゃったっていうか、もう使わなくなっちゃった方の分がどれだけかとか、そういうことが知りたいのですが。

生活課長 すみません。一番最初に私が言った滞納分というのは、この4,300千円の中には含まれていないので訂正させていただきます。4,300千円は、平成27年度の実績に基づいて、平成29年度の当初に使用料の算定を見込んでおるわけですが、その数字に対して、今年度の実績が使用料が減ってきたので、その見込みで減額するものであります。よろしくお願いいたします。

5 金田 使用料の減の原因というか、どういうふうで減に。人口減少でなったのか。はっきりもう少し数字の根拠が知りたいです。

生活課長 まだ、すみません、そこまで細かな統計とか調査をしていないので申し訳ないですが、実績として、水道の使用料が減っているのがわかっているので、減額をさせてもらうということでありまして。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第19号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第19号は原案のとおり可決されました。

議長 議案第20号「平成29年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第4号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

5 金田 歳出の7ページをお願いします。先ほど、副町長からの説明のときに、委託

料の減のところ、5,000千円のところですかね。変更事業計画策定委託が5,000千円減ったのは、自前で、職員が自前で策定したからだっていうふうにおっしゃったと思いますので、「これは素晴らしいことだな」って思って、職員が自前で作成できるくらい力量がある方たちがやってくさっているんで、素晴らしいなって思ったのですが、このお金が減ったことについてはよいと思うんですが、変更した内容、どのような変更があったのかということについて、6月だったかの広報したらで、こういう変更のところを「閲覧できるようにしてありますよ」っていう、「しますよ」っていうお知らせはあったのですが、具体的にどんなことが変わったのかっていうことは、ほとんどの町民の方が、あるいは田口地区の方が、一般の方は知らないと思いますので、そこの変更内容についてお知らせください。

生活課長 まず変更事業計画の策定委託につきましては、当初は各コンサルタントから変更事業計画に伴う委託費を見積もり等として5,000千円の計上をさせてもらったのですが、その後、今、公共下水道については愛知県と2馬力で対応しているところがあって、清浄についての主な変更がありました。これについては、県のほうで清浄の検討をしていただいておりますので、そちらのほう情報もコンサルからの情報も受けまして、1からうちのほうで計画の変更を行っても、県の情報も、資料等もいただきながら、今、設楽町役場の生活課のほうには県のほうから1人見城補佐が出向していただいておりますので、その方が取り組んでいただいて、コンサルに出さずにも自前で事業計画の変更の策定ができたということで、委託せずに自前でできたというところであります。

それからその内容につきましては、今言ったように、処理場と管渠、下水道管の面のことに変更になったところがあるんですが、処理場については、汚水の処理方法のことについてルールが変わったという、処理方法が変わった。詳しくはオキシデーションディッチ法っていう汚水の処理する機械から膜のほうに変えるということは、今年の全員協議会のほうでも県のほうで説明していただいた経緯があったんですが、そのことと、それから管渠については中継ポンプ等の増設があったわけですが、これについては11月、12月に変更後のそういった管渠の架設については、地区説明会のほうで説明をさせていただいた経緯もありますので、田口地区以外の方には周知できなかったところはあるんですが、関係地区の方には、一応説明をしてきたという経緯がございますので、御理解していただきたいと思います。以上です。

5 金田 私は承知していますが、たとえばポンプアップが1箇所でする予定だったのを2箇所ですりますっていうことだとか、それからちょっと幹線が変わりましたよね。そういったことについては、ほとんどの方が承知していないと思うんですが、その点はどうか。

生活課長 先ほど言ったように、11月、12月に田口地区5行政区を8回にわたって地区説明会を行わせてもらった資料には、上原のほうにあげる中継ポンプが1箇所

所増えるだとか、そういったことの説明をさせてもらっておりますので、事業計画の変更後の資料で地区の方に説明させてきておりますので、欠席されてしまったりした方には、理解されてなかったかもしれないけど、出席された方については一通りの説明はさせていただいてきておりますので、御理解していただきたいと思っております。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 20 号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

議長 議案第21号「平成29年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 21 号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第 21 号は原案のとおり可決されました。

議長 議案第22号「平成29年度設楽町町営バス特別会計補正予算（第1号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 22 号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、

起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 22 号は原案のとおり可決されました。

議長 議案第23号「平成29年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第4号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

10田中 1 ページをお願いします。診療収入がですね、かなり額が減額補正されています。調べてみましたら、28年度の決算では、約40,000千円なんですけど、当初予算55,000千円組みました。この見込みでどこがくるっているのか。お尋ねします。

津具総合支所長 診療所会計ですけれども、外来診療報酬につきまして、当初予算におきましては、平成29年度から医師が常勤となりまして、週5日の診療を実施することなど、診療体制が大きく変わるということがわかっておりましたので、当初予算算定にあたりましては、常勤医がいた平成24年の実績も勘案しまして、平成24年から27年の4年間の実績の平均値で算出しております。しかしながら、29年度になりまして、収入見込みにおきましては、実際には平成28年並みの収入額となりそうですので、減額補正をさせていただいたということになります。よろしくをお願いします。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 23 号を採決します。

採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 23 号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第32、議案第24号「平成30年度設楽町一般会計予算」から日程第43、議案第35号「平成30年度設楽町津具財産区特別会計予算」までの12議案を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、平成30年度設楽町一般会計予算及び11特別会計予算につきましてであります。本日の冒頭で町長から施政方針の中で、第2次総合計画の6つの行動指針に基づき、当初予算の概要、主な事務事業について申し上げたところがあります。また、予算の詳細内容につきましては、このあと設置される予定の予算特別委員会において各課長からそれぞれ説明するとともに当初予算の概要で

重点かつ詳細な事務事業を記載していますので、私からは議案についての説明とさせていただきます。

議案第 24 号「平成 30 年度設楽町一般会計予算」について説明します。一般会計歳入歳出予算総額は 6,619,948 千円で、前年度比 422,666 千円、6.8%の増であります。第 2 条の地方債は、6 ページ、7 ページの第 2 表に記載する過疎対策事業債 29 件、緊急防災・減災事業債 3 件及び臨時財政対策債で合計 33 件、691,300 千円を計上しています。第 3 条の継続費は、8 ページの第 3 表に記載する仮称ですが、道の駅清嶺建設事業及び歴史民俗資料館建設事業にそれぞれ外構工事にかかる費用を追加し、平成 30 年度、31 年度の年割額を計上したものであります。第 4 条の一時借入金は、最高額を 500,000 千円と規定しています。第 5 条は各項に計上した給料、職員手当及び共済費に過不足が生じた場合は、同一款内における各項間の流用について規定するものでありまして、以下特別会計においても同様であります。平成 30 年度の大規模事業としましては、仮称歴史民俗資料館、道の駅清嶺、町営杉平南住宅の建設事業、きららの森ビジターセンター、これも仮称ですが、基本設計・地質調査等を含め、ダム関連事業も増加していますので、歳入予算では前年度より 12,700 千円増額した町債発行額を計上しています。基本的には、特殊要因やダム関連事業を除き、前年度に引き続き設楽町の身の丈を意識し、選択と集中に基づいて執行する予算であります。

続きまして、議案第 25 号「平成 30 年度設楽町国民健康保険特別会計予算」について説明します。歳入歳出予算総額は 536,522 千円で、前年度比 145,728 千円、21.4%の減であります。第 2 条の一時借入金は、25,000 千円と規定しています。平成 30 年 4 月から県と町が共同して国保の運営を担うことから、予算規模は縮小していますが、相互の情報連携や事務の効率化、広域化を進めてまいります。

議案第 26 号「平成 30 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算」について説明します。歳入歳出予算総額は 210,211 千円で、前年度比 2,683 千円、1.3%の減であります。第 2 条の一時借入金は、最高額を 20,000 千円と規定しています。愛知県後期高齢者医療広域連合と連携し安定した保険運営に努める予算であります。

議案第 27 号「平成 30 年度設楽町簡易水道特別会計予算」について説明します。歳入歳出予算総額は 785,531 千円で、前年度比 280,217 千円、55.5%の増であります。第 2 条の地方債につきましては、3 ページの第 2 表に記載する簡易水道施設配水管等更新事業に水道事業債 20,000 千円を計上しています。田口地区の配水管更新事業については、平成 32 年度までに老朽管を耐震性のある水道管へ更新し、災害に強いまちづくりの推進を図ります。

議案第 28 号「平成 30 年度設楽町公共下水道特別会計予算」について説明します。歳入歳出予算総額は 450,165 千円で、前年度比 308,016 千円、216.7%の増であります。第 2 条の地方債につきましては、3 ページの第 2 表に記載する公共下水道整備事業に下水道事業債 30,700 千円を計上しています。平成 33 年度の一部

供用開始を目指して管渠工事及び設計を進めてまいります。また処理場及び幹線管渠の整備については、県代行事業として愛知県が実施します。

議案第 29 号「平成 30 年度設楽町農業集落排水特別会計予算」について説明します。歳入歳出予算総額は 144,148 千円で、前年度比 9,346 千円、6.9%の増であります。農業集落排水事業最適整備構想を計画的に推進してまいります。

議案第 30 号「平成 30 年度設楽町町営バス特別会計予算」について説明します。歳入歳出予算総額は 37,907 千円で、前年度比 1,770 千円、4.9%の増であります。定期バス 4 路線及び予約バス 4 路線の運行を委託し、安定した運行体制を確保します。

議案第 31 号「平成 30 年度設楽町つぐ診療所特別会計予算」について説明します。歳入歳出予算総額は 96,457 千円で、前年度比 2,379 千円、2.4%の減であります。第 2 条の地方債につきましては、3 ページの第 2 表に記載する超音波診断装置購入事業に 1,300 千円を計上しております。週 5 日診療を継続し、月に 1 回整形外科医の診療、週に 1 回理学療法士によるリハビリ事業を行い、的確な医療サービスを提供します。

議案第 32 号「平成 30 年度設楽町田口財産区特別会計予算」から議案第 35 号「平成 30 年度設楽町津具財産区特別会計予算」までにつきましては、総額で 11,240 千円で、前年度比 9,172 千円、44.9%の減額であり、それぞれ各財産区の管理経費を計上してあります。なお、田口財産区及び段嶺財産区につきましては、一般会計で支出します地区集会所改修費補助金の財源の一部として、基金の取り崩しを行い、一般会計予算への繰出金を計上してあります。

以上、11 特別会計歳入歳出予算総額は 2,272,181 千円で、前年度比で 499,294 千円、18%の減であります。これは、平成 30 年 4 月に保険者を統合し、東三河広域連合が介護保険事業を実施することにより、介護保険特別会計を平成 29 年度末で廃止することに伴い、前年度予算の 938,681 千円の改減によるものであります。なお、本町の介護保険事業に要する予算は、一般会計の 3 款民生費に新たな目として介護保険費を設け 187,339 千円を計上してあります。よって、一般会計・特別会計をあわせた歳入歳出予算総額は 8,892,129 千円で、前年度比 76,628 千円、0.85%の減であります。以上で関係議案の説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。お諮りします。議案第 24 号から議案第 35 号までの 12 議案については、慎重審査の必要があると認められますので、議長を除く 11 名で構成する予算特別委員会を設置して審査したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 議案第 24 号から議案第 35 号までの 12 議案に対しましては、11 名による予算特別委員会を設置して、付託して審査することに決定しました。お諮りします。予算特別委員の選任につきましては、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、加藤弘文君、今泉吉人君、河野清君、松下好延君、金田文子君、高森陽一郎君、熊谷勝

君、土屋浩君、山口伸彦君、田中邦利君、金田敏行君を指名したいと思います。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。予算特別委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。予算特別委員会の方は、次の休憩中に委員会を開催し、正副委員長を選任を行い、その結果を報告をお願いします。

お諮りします。ここで暫時休憩することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩とします。

休憩 午後 2 時 17 分

再開 午後 2 時 34 分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。予算特別委員会の正副委員長の互選について報告がありました。委員長に11番金田敏行君、副委員長に5番金田文子君が選任されましたので御承知おきください。

なお、予算特別委員会は、本日、定例会終了後に予算の説明、3月13日午前9時から総務建設委員会所管の質疑、3月15日午前9時から文教厚生委員会所管の質疑、質疑終了後に採決です。よろしくをお願いします。

議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。本日はこれで散会とします。

散会 午後 2 時 35 分